参考資料2

NITE 長期ビジョン 2020

～先見性と高い適応力を持った技能集団として
時代の要請とキャッチボールし続ける変革への挑戦～

平成 22 年5月

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）
（ナイト）

目　次

はじめに・・・

はじめに

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）の前身は、通商産業省の一部（施設等機関）であった通商産業検査所（平成7年に製品評価技術センターと改称）であり、化学・生物・電気・機械等の技術者からなる行政組織として、法律に基づく輸出検査や検定、法令適合性を判断する立入検査、商品テスト等を実施してきました。幅広い分野の技術者が集積し、時代の要請・行政ニーズの変化に柔軟かつ適切に対応しつつ、業務を変遷させながら技術を継承してきていることは、NITEとなった今日においても、何ら変わりありません。

平成 13 年度に特定独立行政法人となりましたが、幅広い分野にわたる技術力を行政に活かしてきた通商産業検査所時代からの経験を継承しつつ、「技術と情報をもとに、信頼できる中立機関として、くらしの安全・安心を支える」という活動理念の下、消費生活用製品安全法等製品安全4法、化学物質審査規制法、化学物質排出把握管理促進法、計量法、工業標準化法、カルタヘナ条約担保法、化学兵器禁止条約担保法等の法執行・法執行支援を業務の基本としています。これに加えて、法執行・法執行支援業務の一環として生物多様性条約・ブダペスト条約対応業務（微生物の移転・保存、特許微生物管理）、外国政府の規制に対応して輸出を可能とするための認定業務等、培われた技術力・ノウハウを行政ニーズに応じて活用して、我が国の経済権益・産業競争力を確保するための業務を併せて実施しています。

NITE は、これらの専門性の高い技術力を継続的に必要とする業務で、所管の経済産業省を中心とする関係省庁を支え、国の担当部署と事実上一体となって、業務を実施しています。（参考資料1、2）

NITE 長期ビジョン 2020 は、平成 23 年度から独法第3期を迎えるに当たり、引き続き、国民の期待、産業界などの国内外の様々な社会的要請、経済産業省をはじめ関連省庁、地方自治体等行政ニーズに応えていくため、現在の予算、人員、組織体制等の制約要件をはずし、ミッション、10 年先のあるべき姿、目標等をゼロベースで検討することにより、今後、NITE が進むべき方向、方針を取り纏めたものであります。

今回のビジョン策定に当たっては、部門長、課長、若手職員それぞれのレベルで検討チームを発足し、論点整理や具体的な議論を行うとともに、NITE の将来を担う若手職員に意見募集を実施したり、意見交換を行うなど、NITE 職員が幅広く参加できる形で検討を進め、職員の当事者意識を高めることが出来ました。

参考1　NITE の予算・人員
参考2　NITE における主要業務と組織の変遷

また、NITE の内部のみならず、製品安全、化学物質管理、バイオ、認定分野における多くの外部専門家から意見、要望を頂き、可能な限り、ビジョンに反映しました。

このような本ビジョンの策定過程において、複層的プロセスを経たことにより、NITE の第 3 期中期計画を具体的に検討するに当たり、NITE の役職員が共通認識を持つことが出来たと考えます。

なお、NITE が行政サービスを提供する様々なステークホルダーの方々にも、NITE の将来的に目指す方向や今後の取組みを御理解して頂くために有益と考えられることから、本ビジョンを外部公表することとしました。

本ビジョンの構成は、最初に、日本の社会的リスクを展望（第１章）し、社会的リスクの低減を担う NITE への要請（第2章）を整理した上で、これまでの事業成果・効果の総括と NITE の強み及び弱み（第3章）を踏まえ、将来のあるべき姿（第4章）、NITE の全体方針及び個別方針（第5章）を取り纏め、最後に、今後の方針、戦略を実施する上で必要な組織体制、マネージメントの仕組み及び人財育成等（第6章）となっています。（図表１）

図表１．長期ビジョンの策定プロセス

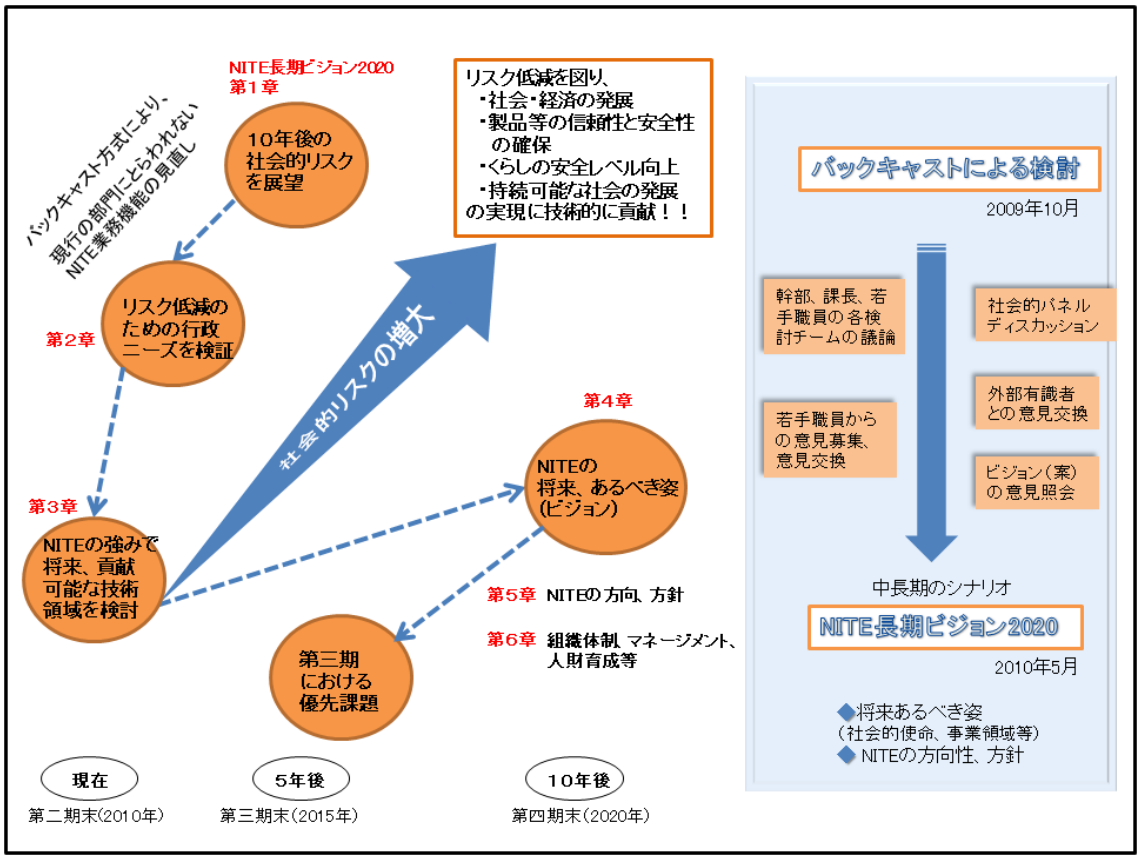

第1章　社会的リスクから見た我が国を取り巻く情勢変化

● NITE の存在意義は、国民の期待、国内外の社会的要請、行政ニーズに応えるという重大な使命感を認識しつつ、行政執行機関の役割を果たしていくことです。
　そのため、社会的要請を的確に把握し、法執行及び執行支援業務を適切に実施するとともに、今後、益々複雑化、多様化する社会的要請を先取りして検討し、新たな社会ルールに繋がるような技術的提言を適時かつ積極的に行うことも必要です。
● 第1章では、社会的リスクという新たな視点から、現在、そして今後10年先の国民の期待、国内外の社会要請を検討しました。

本ビジョンにおいて、社会的リスクとは、安全・安心面での国民生活、企業活動等を脅かす危険性と定義します。(注)

国民が安全・安心に暮らしたり、企業が国内外で適切な事業活動を行うため、これまで時代時代の価値観を踏まえ、許容可能なレベルまで社会的リスクを低減し、安全・安心のレベルを維持・向上し続けることが求められてきました。

今後、安全・安心面で国民生活、企業活動を取り巻く身近なリスクに加え、国際的にその解決が求められるリスク、長期的に問題解決に取り組むべきグローバルリスク等様々なリスクに常に晒されていることを意識し、リスクを低減した上で、リスクとベネフィットを最適化するというリスクマネージメントの視点から、国内外の様々なステークホルダーの協働によって、持続可能な社会の発展を目指すことが重要となってきます。

(注) ISO31000(リスクマネジメント-原則及び指針)は、リスクを目的に対する不確かさの影響と定義していますが、本ビジョンは、安全におけるリスク等好ましくない影響を中心に整理しました。また、国内外全ての社会的リスクを取り上げるのではなく、NITE が技術的に貢献できる範囲に絞り込んだ記述内容となっています。

1．社会的リスクに対する現状認識

(1)国民生活、企業活動を取り巻く身近なリスク

我々は、製品事故、化学製品事故、食品の表示偽装や健康被害、幼児・高齢者の家庭内事故、自然災害、労働災害、企業内の事件や事故、犯罪など様々なリスクに取り囲まれながら、国民生活、企業活動を行っています。(図表2)

社会的リスクの低減を図り、国民生活や企業活動における安全確保が求められる技術分野は、機械安全、電気安全、化学物質安全、情報安全、食品安全、医療

安全、原子力安全、プロセス安全、ロボット安全、交通安全等が挙げられます。

図表2. 我が国を取り巻く社会的リスクの現状

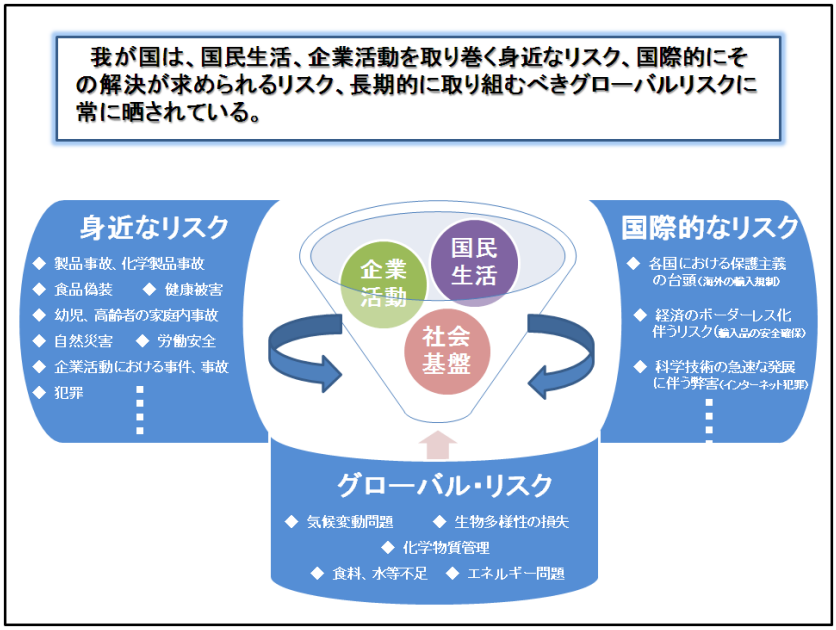

(2)国際的にその解決が求められるリスク

国際、地域、各国間で解決しなければならない様々な社会的リスクがあり、我が国も、それらのリスク低減に向け、国際協力・連携、アジア域内における技術的貢献、2国間協議の対応等が求められています。

①保護主義の台頭に伴うリスク

各国政府は自国の消費者保護のため、あるいは、それに名を借りた形を取って安全に関わる法規制を行っていますが、その規制の程度や安全基準が各国間で整合性が取れなければ、非関税障壁になります。

国内とは異なることから、新たな規制に取り組まなければならない外国の企業は、製品開発コストが増加し、競争力を失ったり、市場参入の機会を失うことにもなりかねません。

②経済のボーダーレス化に伴うリスク

国際貿易の増大に伴い、品質が低い粗悪品の流入により製品事故を引き起こすリスクが増加しています。我が国では、製品事故の4割を輸入品が占める現状にあります。特に途上国からの輸入製品の場合、品質管理等が十分でない可能性があることから、これら輸入製品に対する「安全」が十分担保されないまま、購入、利用する場合にはリスクが高くなる状況にあります。

③科学技術の急速な発展がもたらすリスク

科学技術の急速な発展は、インターネットの普及のように国民生活や企業活動に大きなベネフイットを提供する一方で、大規模な情報漏えい、インターネット犯罪、コンピューターウイルス感染等による国際的規模の被害への拡大といったリスクの増大を引き起こす可能性もあります。

(3)グローバルリスク

気候変動、生物多様性保全など地球環境問題は、文字通り地球規模のリスクとなっています。現在、地球環境の保全と資源の持続可能な利用における国際的な課題の解決に向け、様々な長期的な取組みが行われています。

①気候変動問題

気候変動・地球温暖化により、災害の多発、海面の上昇による国土の減少等深刻な問題が引き起こされており、先進国、開発途上国を問わず、国際的対応が急務となっています。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)によると、人類などに大きな災害を起こさないためには、平均気温の上昇が2度を超えないようにしなければなりません。

そのため、各国とも、気候変動枠組条約に基づき、温室効果ガスの削減が求められており、昨年 9 月、我が国は、国連気候変動首脳会合において、2020 年までに 1990 年比 25%の排出削減の目標設定を表明したところです。

②生物多様性の損失

生物の多様性が損なわれれば、食料の確保、医療品等様々な恩恵を受けてきた人類にとって、大きな痛手になります。

そのため、1993 年に発効した生物多様性条約(CBD)に基づき、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を目的として、各国は、生物多様性に関する国家戦略を策定しています。2003 年に発効したカルタヘナ議定書は、遺伝子組換え生物(LMO)の輸出入手続きを定めています。今年 10 月、日本で CBD 第 10 回締結国会議(COP10)が開催され、2010 年以降の目標も検討される予定であります。

生物多様性条約は自国の天然資源に関して主権的権利を認めていますが、その利用手続きには未だ不明確なところがあり、結果的に多様性の保全が進んでいない状況があります。この事は、我が国を含む先進国、発展途上国双方にとって大きなリスクとなりつつあります。

③化学物質管理

有害な化学物質は、適切に管理されなければ、人間や環境に深刻な悪影響を与えることが懸念されます。

国際的枠組みとして、2002 年のヨハネスブルグ・サミットを受け、2006 年の第1回国際化学物質管理会議において、「2020 年までに化学物質の製造と使用が人の健康と環境に及ぼす影響を最小化する」ことを目標とする国際的な化学物質管理の戦略的アプローチ（SAICM）が採択されました。

また、毒性が強く、難分解性、生物蓄積性、水や大気を介した長距離移動の性質を持つ物質（残留性有機汚染物質：POPs）から人の健康と環境を保護するストックホルム条約、有害な化学物質の国際取引に関して、各国の輸出入に関する意思決定の周知や情報交換の促進についての手続きを定めたロッテルダム条約（PIC 条約）が 2004 年に発効しました。

さらには、国際的な安全保障の観点から、化学兵器及び化学兵器の原料となる化学物質の製造、輸出入等を国際的に監視するための化学兵器禁止条約が 1997 年に発効しました。

④その他

上記の他、エネルギー問題、食料危機、水不足問題、オゾン層保護、廃棄物管理、森林保全、砂漠化対処、野生動植物の保護等、地球と人類に対する脅威となる問題が山積みしており、リスク低減に向け、様々な国際的な取組みが行われています。

（4）NITE が関係する社会的リスク

上記の社会的リスクのうち、現在、NITE が行っている業務に関係する社会的リスクを図表3に整理しました。

図表3．社会的リスクとNITEの対象とするリスクの位置づけ

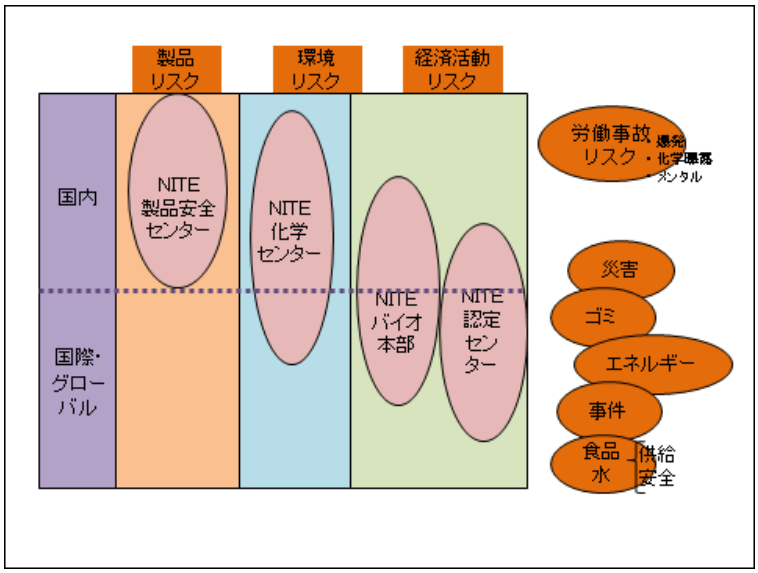

2．将来の社会的リスク

今後10年で、日常生活、企業活動を取り巻く身近なリスク、国際的にその解決が求められるリスク、長期的に取り組まなければならないグローバルリスクは、どのように変化するのでしょうか。現状のリスク低減の対応が新たなリスクを生むケースもありますし、新しい製品やシステムに、まだ把握されていない潜在化したリスクが存在しているかもしれません。

これまでは、国民生活において人に危害を及ぼす顕在化したリスクが安全対策の中心でありましたが、今後、プライバシー、安らぎ、充実感、健康、快適といった価値観を重視する社会へと情勢変化していく中で、生活不安、社会不安といった潜在化したリスクが社会的リスクの外層として広がっていくことが予想されます。

企業活動においても、急激な経済社会の情勢変化に対応し、顕在化したリスクだけに対応していることでは、組織を存続させることが困難であり、これからは潜在的リスクを早目に把握し、戦略的な対応を行うことが求められつつあります。

こうした国民意識や環境の変化、企業活動におけるリスク対応が進む状況を踏まえ、NITE としては、先見性がある技能集団として、将来的な社会的リスクを見極めることも、社会的使命を担ううえで重要であると認識しています。

以下、将来の情勢変化に応じ、既に顕在化している社会的リスクの増大や新たに発生する社会的リスクとして想定される事例を整理しました。

（1）身近なリスク

①少子化の進行に伴う事故等リスク

我が国においては、年少人口（0～14 歳）は、2009（平成 21）年の 1,676 万人

から、2055年には752万人となり、総人口に占める割合は、13.2%から8.4%に減少することが予測されています。(注)

こうした状況は、我が国の将来を担う子供たちを取り巻く生活環境の安全・安心を確保するレベルを一層引き上げる国民意識の変化をもたらすことが予想されます。例えば、利便性が高く、高機能の生活用品、電気製品等は、むしろ、幼児にとって、誤操作、誤作動等による重大な危害を加える事態を引き起こすことも想定され、様々な潜在化したリスクを検討し、事故の未然防止のための安全対策が強く求められることとなります。

さらに、少子化問題を背景として子供の安全確保に対する国民の期待、社会的要請が強くなれば、EUにおける規制のような子供のための製品安全基準を別途法制化する動きも出てくると予想されます。

(注)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」の中位推計

②高齢化社会の進行に伴う事故等リスク

我が国においては、少子化が進む一方で、世界的に類を見ない高齢化社会が進行しています。老年人口(65歳以上)は、2009年の2,899万人から、2055年には3,646万人となり、総人口に占める割合は、22.8%から40.5%に達する見込みとなります。(注)

以下のデータが示すとおり、高齢者は、現在も様々な高いリスクに取り囲まれ、生活している現状にありますが、今後、高齢化社会の進行に伴い、高齢者による事故等はその割合のみならず、実数も増加することが予想されます。

・消防白書:65歳以上の高齢者の火災による死者数は、平成19年は826人であり、全死者数に占める割合が56.0%

・警察庁「交通事故統計」:65歳以上の高齢者の交通事故死者数は、平成20年は2,479人であり、交通事故死者数全体に占める割合が48%

・国民生活センター:不慮による事故死は、2006年に1.2万件を越え、その8割を65歳以上の高齢者が占める。(平成18年「くらしの中の統計」、「くらしの安全情報」)

高齢者の安全を確保し、安心に暮らす社会を構築するために、事故の再発防止、未然防止を図るリスク低減対策において、高齢者に配慮した対策を講じていかなければなりません。上記の子供と同様、高齢者のための製品安全基準も必要となってくることが予想されます。

(注)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」の中位推計

③経済社会の発展がもたらす製品・システムが有するリスク

科学技術の進歩や技術革新は、我が国の企業活動における国際競争力の

確保とともに、国民生活に豊かさや利便性等を提供します。例えば、電気自動車、介護・福祉、清掃、警備等サービスロボット等の上市化は、我々の生活様式を大きく変える期待を有しています。

一方で、移動する電気製品とも言える電気自動車のリスクをどのように見積もるか、また、介護支援ロボットについても、単なる製品安全のみならず、人間に安心を与えるようなリスクの許容レベルの設定など、これから数多くの課題を解決しなければなりません。このようなベネフィットを提供されるためには、業際を超え、産学官が連携し、総合的な安全対策や新たな技術基準の整備及び運用を行うことにより、安全を確保することが必要不可欠となります。

他方、情報技術の進展によって、スマートグリッドシステムのような新たな社会システムの整備が進められています。現在、我が国も含め、各国でシステム導入に向けた技術的検討や社会制度・ルールの見直しを検討中です。
このような大規模な社会システムは、国際的に大きなベネフィットを提供する一方で、たった一度のトラブルが甚大な事故、広範囲な経済被害を引き起こしてしまう大きなリスクを有しています。

（2）国際的なリスク

①経済のボーダーレス化の進展に伴う取引面でのリスク

経済のボーダーレス化の進展に伴い、各国間で流通する製品・サービスの安全の確保が重視される時代となりつつあり、製品安全、化学物質の安全審査の国際ルールの整備・運用が検討されています。

例えば、電気製品分野では、国際的な適合性評価制度に基づき、国際規格に規定された安全性を含む製品試験の結果を国際的に受け入れるシステムが既に確立されています。

今後、国際ルールに基づく適合性評価制度の運用によって、安全な製品が日本に輸入されるようなシステムを充実・強化することが求められています。

（3）グローバルリスク

※グローバルリスクは地球規模のリスクであり、長期的な対応が必要であり、1.（3）を参照のこと。

第2章　NITE への社会的要請

- 今、行政機関に求められることは、有効かつ効率的な政策手段を検討、提供し、国民の期待、社会的要請に適時かつ適切に応えることです。
- 第2章では、社会的リスクの低減を担う行政機関の役割の中で NITE に期待される役割、業務機能を NITE 目線ではなく、国民目線で見直しました。
  リスクマネージメントの視点から整理しますと、法的枠組みの下、規制等の法執行・執行支援業務によるリスク低減（リスクコントロール）を中心に、科学的知見の蓄積等（リスクアナリシス）、情報提供等（リスクコミュニケーション）を実施することが公的機関としての NITE に期待される役割です。

1．社会的リスクを低減するために行政機関に期待される役割

第1章に示した社会的リスクの低減を担う行政機関は、国民の期待、国内外の社会的要請に基づく政策目的を実現するため、中長期、短期の政策目標を設定し、目標達成に有効かつ効率的な政策手段を用いて、行政サービスを行うことが重要です。また、政策目標を着実に達成するためには、政策基盤の整備、国際協調・連携を併せて行うことが必要となってきます。（図表4）

図表4．安全・安心マップを踏まえた行政機関に期待される役割

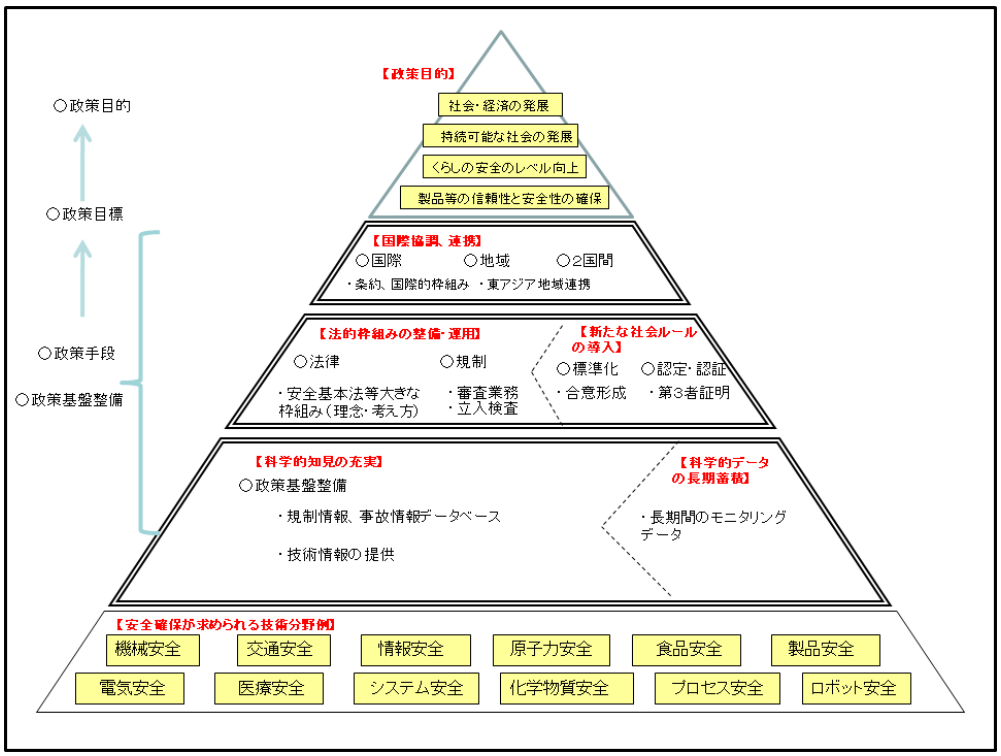

（1）政策手段の選択

①法的枠組みの整備・運用

安全を保つ仕組みとして、安全基本法等大きな枠組みにおいて、安全・安心に対する理念、基本的な方針が整理された上で、各分野の安全レベルに応じた法的枠組みが整備・運用されていることが必要です。具体的には、事業者が適合しなければならない安全基準の設定や適合システム等を整備します。

②規制緩和に伴う社会的リスクへの対応

規制改革における「事前規制」から「事後監視・監督」への移行の検討が進められています。これまで事前規制が多くの社会的リスクを事前に抑止してきたわけですが、規制の緩和・撤廃が進む中で社会的リスクを別の政策手段で軽減したり、事後的に対処し得る対策の明確化を図ることが必要です。

今日の急激な社会・経済の発展、多様な社会的要請を踏まえ、事後規制、第三者評価や証明、企業の自主管理や事前規制も含めた組合せによる新たな社会的ルールの検討・導入が様々な分野で進められています。

（2）政策基盤の整備

①科学的知見の充実

長期間にわたり、蓄積された公的な技術情報及びデータは、政策判断、政策手段の最適化、法執行における技術的知見、バックデータとして利用される政策基盤です。また、我が国の知的財産、公開情報として、国民生活、企業活動にも幅広く利用されるものです。

安全に関するデータベースの整備・運用、リスク評価手法の開発、大学・研究機関の安全研究のデータ蓄積は、民間機関ではコスト的に事業運営が困難である場合が多く、公的な機関が責任を持って、長期的に信頼性ある技術情報及びデータを収集、分析、蓄積並びに提供することが重要な役割です。

②安全を安心に繋ぐ橋渡し役

今後、我が国の安全対策は、消費者、企業及び行政が適切な役割分担をしつつ、一体となって取り組む時代となっていきます。

これまで企業は、法令順守、社会的責任を担い、事業活動を行ってきましたが、今後はなお一層のアカウンタビリティ(注)が要請されることとなります。
また、一方で、消費者も、消費者の意識向上、自己責任が求められることになります。

こうした我が国の安全文化の醸成・定着は、消費者と企業が対話を行うリスクコミュニケーションが積極的に行われることで促進されるべきですが、当面、

行政機関は、それらの橋渡し役を積極的に努めることも必要です。

(注)単なる説明責任ではなく、企業が自らの事業活動に対する責任ある行動を行った上で、消費者等ステークホルダーに対する責任をも有すること。そして、作為、無作為を問わず、法的な責任を問われるもの。

（3）国際協調、国際連携

①グローバルリスクへの対応

第１章で記載したとおり、国際条約や国際的枠組みの中で、国際問題の解決に向けた取り組みが行われており、我が国としては、環境・エネルギー技術の貢献など、国際社会において技術的提案を行うなど積極的に取り組んでいます。

②東アジア地域における連携

我が国が提唱する東アジア経済連携構想を中心に、各国との調整が進みつつあります。基準認証分野における技術協力の推進により、各国の認定制度の整備・運用、各国の製品認証、試験データの相互受入れ等が促進され、東アジア域内における貿易の円滑化が期待されています。

③2国間協議

経済連携協定における相互承認が進む一方で、各国における保護貿易主義の台頭によって、新たな安全基準の創設若しくはそれに名を借りた輸入規制を実施する国があります。

こうした動きに対して、ローカルマーケットへの対応として、政府や NITE による2国間協議による解決を図る必要があります。

2. 社会的リスクを低減するために NITE に期待される役割

１.（1）②に示しました規制において、NITE は、行政執行機関として、事前規制、事後規制の実務支援を中心に、社会的リスクの抑止、低減に技術的に貢献してきました。今後、NITE に期待される役割について、リスクアナリシス、リスクコントロール、リスクコミュニケーション等リスクマネージメントの視点から将来の業務機能を検討しました。（図表５）

NITE 内の部門の枠組みを取り外し、共通性、類似性がある主な業務を機能別に整理しました。

（1）機能別整理

①リスクアナリシス

－社会的リスクの把握・特定

・潜在又は顕在化する社会的リスクの把握・将来予測

－リスク分析

・リスクマップ

－リスク評価

・化学物質のリスク評価

・製品事故の原因究明

・遺伝子組換えを含む微生物のリスク評価

②リスクコントロール

－事後規制

・電気用品安全法等安全法の立入検査

－事前規制と事後規制の組合せ

・化学物質審査規制法（化審法）に基づく上市前の化学物質審査支援業務（事前規制）、上市後の化学製品のリスク評価届出支援業務（事後規制）

－カルタヘナ担保法に基づく、大臣確認申請書類の審査支援業務（事前規制）、製造開始後の立入検査（事後規制）

－第三者証明と事後規制の組合せ

・認証機関の認定・登録業務、立入検査（調査）業務

－事前規制と事後規制の組み合わせ

・化学兵器禁止法（化兵法）に基づく国際査察の立会、特定物質に係る立入検査（事後規制）

③リスクコミュニケーション

－公的な技術情報・データの提供

－リスク評価

・化学物質排出把握管理促進法（化管法）に基づく事業所ごとの排出量届出値の集計、分析

図表5．社会的リスクの低減に対する行政ニーズ

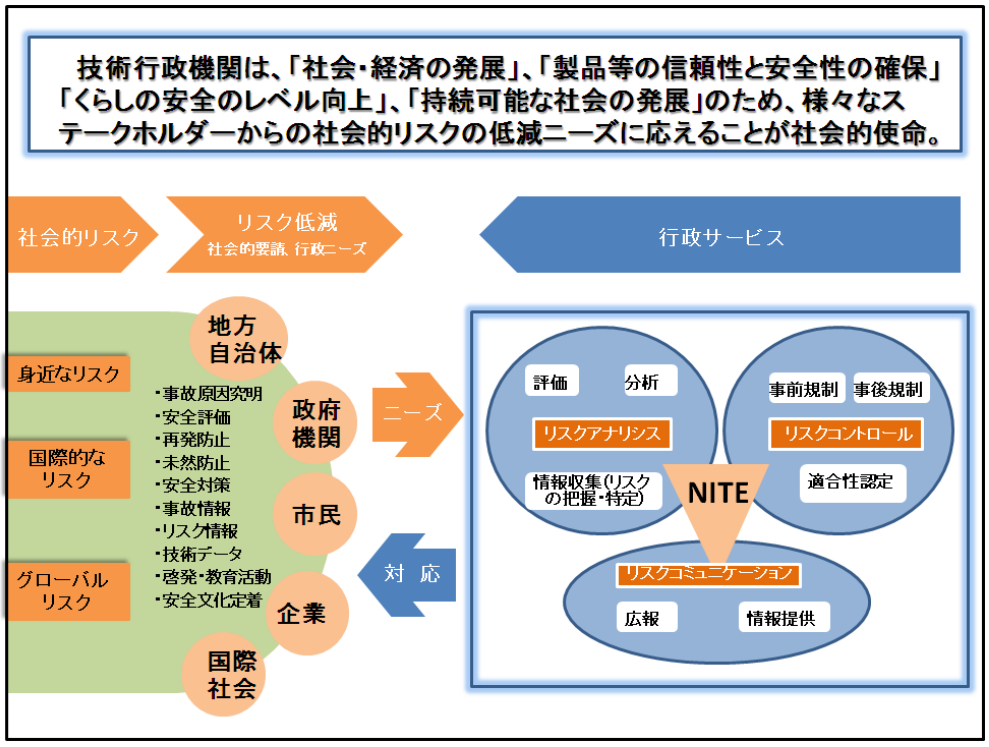

(2)有識者から期待される NITE の役割

昨年開催した社会的パネルディスカッション(参考3－1)及び各分野における有識者会合(参考3－2～5)において、次の御指摘を頂きました。(図表6)

参考3－1　社会的リスクに関するパネルディスカッション
参考3－2～5　有識者会合結果(製品安全、化学物質管理、バイオテクノロジー、認定)

図表6．有識者の指摘事項

機能別	NITE に期待される役割
リスク アナリシス	◆安全学への取り組み ・新技術の開発・発展における安全学（エンジンとブレーキの両方）を開発 ◆製品事故の中立の拠り所となる事故原因究明機関（製品安全） ・科学技術に根差した事故分析、正確かつ迅速な事故原因調査の実施 ◆蓄積した情報・技術を強みとした政策の提言（化学物質管理） ・政策的視点から、より透明性のある化学物質安全施策を提言 ◆行政ニーズに基づくリスク評価手法の開発（化学物質管理） ・科学的知見に基づき国際的に調和が取れたリスク評価手法の開発 ・環境保全と経済の両立を可能とする方法論としての「リスク評価・管理」 ◆NBRC、特許微生物寄託センター（バイオ） ・微生物資源大国として、微生物産業を支える機関、アジア国際寄託センター ・戦略的な菌株の蓄積、品揃えを増やし、コレクションの充実、高付加価値化 ◆科学的知見の蓄積（バイオ） ・リスクの把握及びその解消法も未熟 ◆科学的事実を説明する方法論（バイオ） ・社会が受け入れない遺伝子組み換え ◆バイオ安全の科学的な検証 ・排水処理剤等のバイオ製品に対する安全性
リスク コントロール	◆子供の安全確保（製品安全） ・子供の安全について、日本では未着手であり、その対応が必要 ・子供の事故原因究明は、1件、1件毎の対応で優先的に実施 ◆政策手段として認定制度の利用を促進、拡大 ・行政コスト、規制コストの削減 ◆新たな認定ニーズへの対応 ・製品安全、環境・資源等国民生活の安全に関する信頼性保証、公正な国内外取引において、認定を通じた第三者保証を提供 ◆生物多様性条約（CBD）への貢献 ・企業が安心して海外資源に手を出せるよう、CBD の取組みを強化 ◆既存産業も含めたバイオ産業全体の活性化
リスク コミュニケーション	◆製品事故の再発・未然防止の情報提供、消費者教育（製品安全） ・事故の未然防止のための情報提供機関 ◆地方ネットワークの活用、連携強化（製品安全） ・情報サービスや試験の支援等による専門的・中立的調査機関 ◆リスクコミュニケーション（製品安全） ◆科学的・客観的事実に基づく情報提供（化学物質管理） ・化学物質の安全性情報の充実及び事業者等に向けた信頼性が高い情報の提供 ◆バイオ安全の情報提供 ・安全情報整備として、毒素情報の整備

（3）NITE に期待される役割

『第1章 2. 今後の社会的リスク』を踏まえ、NITE に今後期待される役割の事例を次のとおり、整理しました。（図表7）

図表7. NITE に期待される役割

リスク	機能別	事　　例
【身近なリスク】 少子高齢化の進行リスク	リスク アナリシス	・子供、高齢者の事故防止（再発・未然）のためのリスク評価 ・再発・未然防止に関する技術的提言
	リスク コントロール	・玩具有害物質規制への対応 ・子供、高齢者の事故防止（再発・未然）のための技術基準
	リスク コミュニケーション	・子供に対応した事故の未然防止に係る啓発活動 ・標準基盤研究、人間計測データの技術情報・データの有効利用
経済社会の発展に伴うリスク	リスク アナリシス	・バイオの遺伝子組み換え技術による新たな技術・製品のリスク評価 ・ナノテクノロジーを利用した製品へのリスク評価
	リスク コントロール	・安全安心マークの信頼性向上へ認定の活用 ・先端分野に必要な計量標準に係る校正や試験技術の認定 ・先端科学技術を利用した事業者のリスク管理能力の認定
【国際リスク】 経済のボーダーレス化の進展に伴うリスク	リスク アナリシス	・日本を含めた各国のインフラや安全文化を踏まえたグローバル化を行うことによるリスクの分析・評価 ・各国認定機関間の相互評価活動への積極的参加。評価結果の分析 ・国際的な技能試験（試験所の能力試験）の実施、その他海外の認定機関等適合性評価に係る情報収集
	リスク コントロール	・電安法技術基準の改正 ・国内外の政策的ニーズに対応した認定（繊維製品染料等自主規制に対応した試験所認定） ・規格適合によるワンストップテスティングの実現 ・国際的な適合性評価に係わるルール作り等への積極的な参画 ・規制当局への積極的な情報提供と連携、情報共有によるリスク管理 ・化審法、化管法、化兵法等規制業務の着実な執行
【グローバルリスク】 気候変動問題	リスク アナリシス	・長期間に及ぶ公的な科学技術情報・データの蓄積
	リスク コントロール	・二酸化炭素の排出量取引に係る認定システム ・省エネルギー製品の評価技術の策定と認証を行う事業者の認定 ・新たな社会システムにおける認定ニーズ等に対応
生物多様性の損失	リスク アナリシス	・微生物を利用した環境汚染物質の浄化利用（バイオレメディエーション）に係るリスク評価・審査 ・微生物に関する生物多様性の評価の実施、認定

（4）機能別に整理した NITE 業務

上記（1）～（3）を踏まえ、NITE 業務の機能を整理しました。（図表8）

図表8．機能別に整理した NITE 業務

機能別の業務類型		現状（業務事例）	将来（追加業務の事例）
【政策基盤整備】 リスク アナリシス	・情報・データの収集・蓄積 ・リスクの特定 ・リスク分析 ・リスク評価	・製品事故の原因究明(リスクマップ、FTA 分析等) ・化学物質のリスク評価 ・製品事故の試験検査技術 ・製品安全の技術提言	・科学的知見の長期蓄積 ・子供・高齢者の事故防止 ・新たな分野・技術・製品のリスク評価 ・各分野における技術提言
【政策手段】 リスク コントロール	・事前規制 ・事後規制 ・法的枠組みの整備運用（自主管理第三者証明）	・法令に基づく審査業務 ・法令に基づく認定・登録業務 ・法令に基づく立入検査 ・事業者の自主管理支援	・新たな認定・登録業務 ・技術基準の改正 ・国際対応（適合性評価ルール及び運用）
【政策基盤整備】 リスク ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	・情報提供	・情報提供(CHRIP,DOGAN, 製品事故情報 DB 等)	・事故の未然防止のための情報提供

第3章. これまでの NITE の取組み

- 第3章では、NITE のポジショニングを整理しました。
- 平成 13 年から特定独立行政法人となって以降、内部ガバナンスの強化に積極的に取組み、組織力が格段に向上し、また、他に類を見ない様々な技術専門家から構成される技能集団という組織の特長を最大限に活かし、省庁の垣根を超え、他機関とも連携し、国民の期待、国内外の社会的要請、行政ニーズに適時かつ的確に応えてきました。

1. 事業成果・効果のレビュー

第1期は、独法制度の黎明期でありましたが、第2期に入り、基本理念、ミッションを設定し、着実に業務目標を達成し、事業成果・効果を挙げています。

(1)第1期(平成 13～17 年度)

我が国の国際競争力の確保及び社会経済の発展を実現するため、「知的基盤整備」を主たる目的とし、製品事故情報、化学物質管理の情報基盤整備、試験・校正事業者の適合性認定システムの整備、微生物遺伝資源の収集・解析・保存・提供を積極的に実施し、欧米並みに我が国の知的基盤のレベルを向上することに大いに貢献しました。(参考資料4のうち第1期総括評価)

(2)第2期(平成 18～22 年度)

「くらしの安全・安心を支える」ことを基本理念とし、知的基盤整備に加え、国民の安全に直結する行政サービスを実施しました。

バイオテクノロジー分野では、中核的な生物遺伝資源機関としてアジア地域における資源国との協力体制の構築、国内外における生物遺伝資源の収集等により我が国における生物遺伝資源の安定供給の確保に貢献するとともに、生物遺伝資源機関として培った技術力をベースに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ担保法)における大臣確認申請の審査窓口を実質的にNITEに移管する等バイオテクノロジーの安全な産業利用に貢献してきた。

製品安全分野では、消費生活用製品安全法の改正により、NITEにおける重大事故の原因究明機能が法定化され、技術基準の改正並びにホームページ及びプレスを通じた情報提供によって、製品事故の再発防止、未然防止に大いに貢献しました。

化学物質管理分野では、経済産業省、環境省、厚生労働省の3省共管である化学物質審査規制法に基づく新規化学物質の審査窓口をNITEに一元化するとともに、化学物質排出把握管理促進法による届出確認について環境省からの受託、各省庁からの依頼を受けるとともに、自治体や届出事業者の支援を行い、我が国の化学物質管理行政の効率化に貢献してきました。(参考資料4のうち第2期総括評価)

時代時代の国民の期待、国内外の社会的要請に適時かつ的確に対応した行政サービスを提供することによって、現在、NITE は、消費者、産業界、経済産業省をはじめとする各省庁、地方自治体等から信頼される技能集団として認められています。

（3）内部統制をツールとした内部ガバナンスの強化

NITE は、独法制度の趣旨を踏まえ、中期目標を達成するための管理ツールとして、内部統制の充実・強化に積極的に取組み、実効性ある組織的なPDCAサイクルを稼働させることによって、効率的・効果的な組織運営に努めてきました。

具体的には、目標管理制度の導入、リスク管理活動の推進、業務の成果・効果を検証するアウトカム評価等内部統制システムの整備を図り、その運用として、それらを日常業務に組み込んでまいりました。

これまでの内部統制に係る我々の積極的な取組みは、総務省独立行政法人政策評価委員会による平成 20 年度業務実績評価（2次評価）において、「内部統制の取組みに顕著な独立行政法人の事例」として紹介されるなど、外部からも高い評価を得ています。（参考資料5）

2. 独法化したことによるメリット・デメリット

平成 13 年に経済産業省附属等機関から特定独立行政法人になって、今年が丁度 10 年目となります。独法化したことによるメリット、デメリットを図表9に整理しました。

図表9. 独法化したことによるメリット、デメリット

メリット	デメリット
1. 緊急性が高い社会的要請に臨機応変かつ迅速に対応 ●省庁から独立によって、組織体制、人員、予算を機動的に運用し、緊急の社会的要請、新たな行政ニーズに応えることが可能。 ●改正消安法に基づき、製品安全関連業務量が3倍に急増したが、業務の優先順位付を行い、弾力的に組織体制・人員を見直し、業務に対応。 ●独法前の経済産業省附属等機関では、本省と同様、組織・体制を大幅に、そして直ちに見直すことは困難であったのではないか。	**1. 全独法を対象とした予算・人員の一律削減** ●全ての独法に対する常勤職員の削減、運営費交付金の一般管理費、業務経費の一律削減は、財政逼迫のみならず、職員一人当たりの業務量の増加や新規業務に対するモチベーション等へも影響し、NITE の最大のリスクとなっている。
2. 内部ガバナンスが有効に機能 ●独法制度は、行政機関の実施機能を担う独法に対して、主務省庁による指導・監督の他、監事監査、会計監査法人、独法評価委員会による第三者評価等徹底した外部ガバナンスとモニタリングを実施する一方、財務諸表等の作成、内部統制の整備・運用等民間企業並みの内部ガバナンスの整備・運用を要求。 ●上記要請に対し、内部統制の整備・運用に積極的に取組み、その結果、内部ガバナンスが有効に機能し、組織力が格段に向上。	**2. 外部ガバナンスに対する管理業務の増加** ●外部ガバナンス等への対応に多くの時間を割かれ、現場で業務に支障が生じたり、評価疲れが起る等デメリットの側面もある。
3. 省庁の垣根を越え、社会的要請に応える ●昨年春の新型インフルエンザ対策では、感染研の協力要請により、NITE がゲノム解析を実施し、変異のモニタリングを行い、省庁の垣根を超え、緊急の社会的要請に技術的貢献。 ●専門機関が協働して、緊急に取り組まなければならない社会的な緊急課題について、協力が容易になったことは独法化によるメリット。 ●今後も、新たな社会ニーズに対して、国民生活、企業活動における安心確保を第一に考え、NITE に要請があれば、省庁の垣根を超え、自ら有する技術力を提供し、社会的役割を果たす。	

3. NITE の強み・弱み

NITE が有する組織的な技術力、個々の職員の専門性は、国民の期待、国内外の社会的要請、行政ニーズに応える上で、最大の強みとなっています。(図表10)

今後、急激な社会経済の変化、科学技術の進展、情報技術の利用拡大に対応し、NITE 自身も変革し続け、現在の NITE の強みをさらに極めることが必要です。

図表10. NITE の強み、弱み

強　み	弱　み
1. 多数の専門分野を有する公的な技能集団 ●NITE の最大の強みは、法執行及び執行支援の実施機関でありながら、技術的に高度な専門性を有する職員400 名から構成される技能集団としての組織力。 ●時代時代の国民の期待、社会的要請、行政ニーズに対応した最適な組織運営を図り、半世紀にわたり、公的機関として、技術的な知見と情報を蓄積し続け、適時かつ的確に行政サービスを実施してきた信頼と実績。 ●内部ガバナンスの強化によって、組織力が格段に向上	**1. 管理業務のリソース不足** ●経済産業省の施設等附属機関から独法になったため、法務、財務・会計、知的所有権、情報セキュリティ、個人情報保護等管理業務の人員が十分手当できず、特定の職員の業務負担増を招いている。 ●独法の予算、人員の一律削減によって、管理業務を担当する職員を十分確保されず、各部門の実務に支障が出ている。
2. 職員一人一人が高度な技術力を有していること ●化学、バイオテクノロジー、機械工学、情報技術等様々な専門を有する職員が、製品安全、化学物質管理、バイオテクノロジー、適合性認定の分野で技術的な成果を出している。(参考資料6) ・行政ニーズに的確に応える人材 ・我が国で唯一若しくは No.1 の優れた技術的能力を有する人材 ・我が国の国際戦略に貢献できる技術的能力を有する人材	**2. 個別最適化の弊害** ●NITE 中期目標が業務部門毎に設定されることから、それぞれに業務及びシステムの個別最適化が進み、組織全体の「遠心力」になっている。 ●NITE 組織全体の技術力を結集し、横断的な課題に部門間連携で取り組むとともに、組織全体としての目標達成及び業務・システムの最適化をマネージメントしていくことが必要。
3. 信頼できる、確かな技術情報の収集・分析・評価・提供する能力を有していること ●製品や事業者の評価、技術情報の収集、分析、評価、情報提供を長期間にわたり、公的な技術情報・データを蓄積。 ●NITE から発信される技術情報は、単なる技術情報・データではなく、評価情報、分析情報が追加された付加価値が高い情報であり、年間1000万件のアクセス件数が示すとおり、事業者、各省庁及び地方自治体等公的な機関から高い評価を得ている。	**3. 認知度の低さ** ●NITE がどういった組織で、どのような業務を行い、その社会的役割を果たしているか、国民の大半は、殆ど知らない現状にあると認識。 ●最近、製品安全に対する国民意識の高まりによって、テレビや新聞に事故情報や原因究明結果が報道されることは増えたが、まだ不十分な状況にある。 ●今後は、国民、産業界の目線で、顕在化したニーズだけではなく、潜在化したニーズ、ウォンツを踏まえ、如何にわかりやすく、具体的に技術情報やデータを付加価値を付けて、タイムリーに提供するかとともに、双方向のコミュニケーションを充実していくことが重要。

現在、NITE が有する技術は、図表11に示す通り、これまで法律に基づく輸出検査業務、検定業務で培ってきた検査・評価技術、それらの業務を通じて蓄積された技術情報・データの整備、提供が現在の業務のベースとなっています。

今後は、検査・評価技術の高度化、情報の収集、分析、蓄積、提供における高付加価値化が我々のチャレンジ課題となっていきます。

参考6　高度な技術力を有している事例

図表11．NITEの有する技術のコンセプトマップ

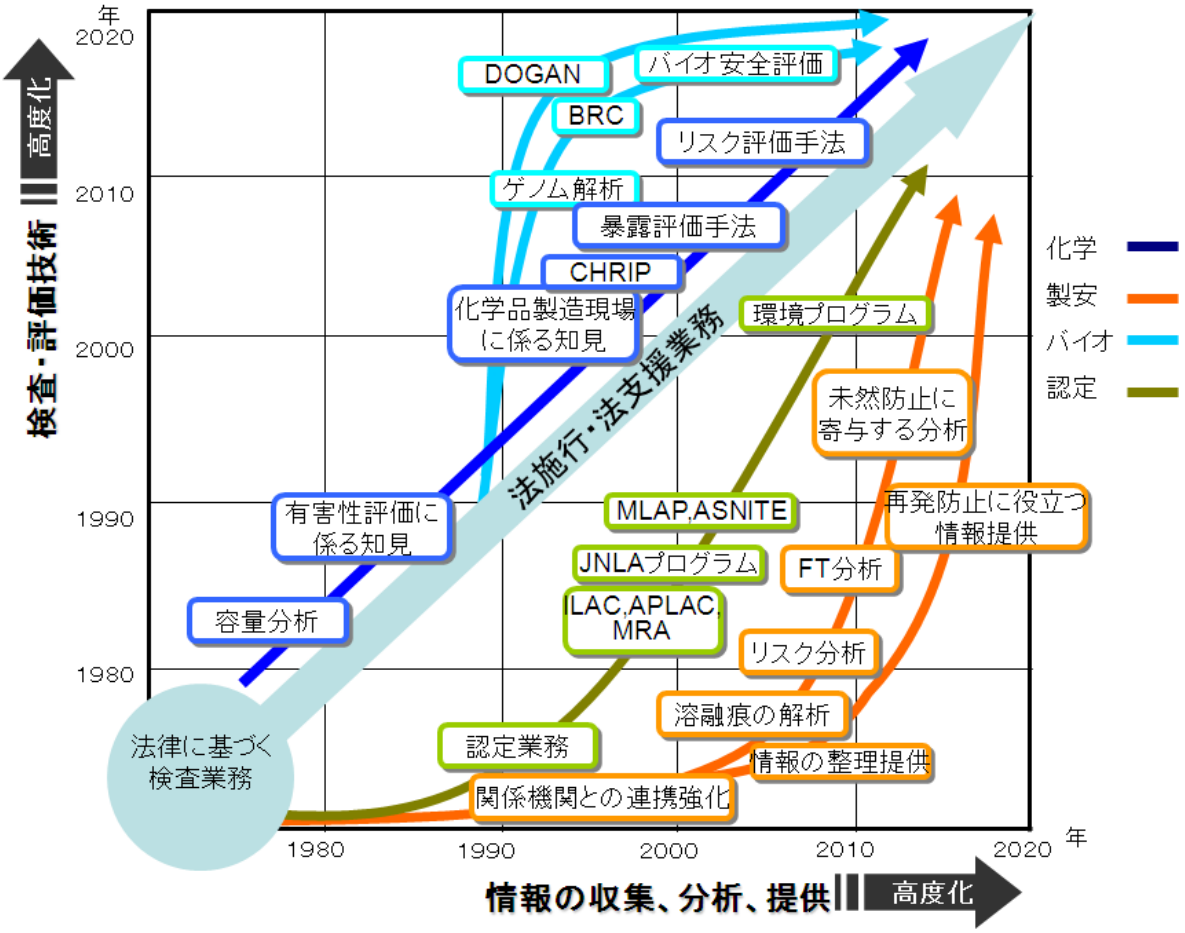

4．　NITE を取り巻く経営環境

（1）独法制度の見直し

平成13年度以降、NITE は、徹底した外部ガバナンスとモニタリングに加え、独法及び独法制度に対する不断の見直しに対応してきました。平成19年末の独法整理合理化計画及びフォローアップ、政権交代後に平成21年秋から行政刷新会議による独法の事業仕分け等独法制度の抜本的な見直しが開始され、ヒアリング等に対応しています。

今般の事業仕分けの中で、NITE は、国民生活センターが行っている消費者からの製品等に関する苦情相談を解決するための商品テスト事業との関係で、農林水産安全技術センター(FAMIC)とともに参考招致されました。国民生活センターを巡る一連のやり取りの中で一段とクリアになったことは、NITE が行う業務は、①公権力の行使に係る業務であるか、または、それを行うことが②公益の確保に叶う業務であるかどうかという点をキーワードとして、範囲付けられるということであります。

これまで NITE は、独法制度の趣旨を理解し、業務の効率化を図りつつ、適時か

つ的確に業務成果を挙げる努力をしてきましたが、独法に対する厳しい社会批判が続く中で独法制度の見直しが行われていることを真摯に受け止め、公権力の行使、公益の確保を意識しつつ、NITE の存在意義、社会的役割・使命、業務の成果・効果をきちんと説明していきたいと考えております。

上記ヒアリングに向け、NITE と類似する業務を実施する欧米の海外機関の最新情報を調査しましたが、各国とも実情に即した形で政府機関、独法が同様の業務を実施しています。(参考資料7)

今後、如何なる形で独法制度が見直されるか、その結論を待たなければいけませんが、NITE が実施する業務は、国民生活や企業活動等に必要不可欠なものであり、国民目線を重視しつつ、毎日の業務に注力していきます。

(2)我が国における安全文化の社会的定着の進展

我が国の安全対策は、行政、企業、消費者が適切に役割分担をしつつ一体となり、取り組む時代になっていくことが予想されますが、その際、我が国における安全文化の社会的定着が重要なファクターとなります。行政機関、企業のみならず消費者の自己責任まで含めた安全そして安心への対応が検討されることとなります。

これまで我が国では、絶対安全、リスクゼロを求める国民意識が強い傾向にありましたが、最近の食品安全や偽装・隠ぺい問題等に対して、強い企業批判に加えて、消費者が自分の安全を自ら守るといった方向に安全・安心の国民意識に徐々に変化があります。今後、我が国に合った安全文化がどのように社会的に定着していくか、その動向を見極めつつ、対応していくことが重要となってきます。

具体的には、安全の確保、安心や信頼に係る国民が満足するレベル、国際的なリスク管理の考え方を踏まえ、国民が納得する許容可能な社会的リスクを見極め、リスク低減を図る対策を講じることが重要であります。

参考7 海外における NITE の類似機関

第4章　将来あるべき姿

● 第4章では、『基本理念』、『行動指針』、『社会的使命（ミッション）』を踏まえ、今後10年でNITEが取組む事業展開の方向性を『事業領域（ドメイン）』として整理しました。 また、その実現に向けたNITE職員への今後の期待を示しました。

1. 基本理念及び行動理念

平成18年4月、NITEは、組織のあり方を見直し、基本理念を公表し、更に、平成20年2月、役職員の行動理念となる行動指針を策定しました。 これらは、日常業務における職務の基本となっています。 今般、長期ビジョンを作成するに当たっても、基本的には、これらをベースにしながら、どのように深掘りし、改善し、実行していくかというような点からも検討しました。

【基本理念】

信頼できる技術と情報をもとに、
「くらしの安全・安心」に貢献します。

（スタンス）
●時代のニーズをいち早くとらえ、国民生活と産業活動をつなぎます。
（アクション）
●技術情報を評価し、価値を高めて、広く社会に提供します。
●技術に基づいて法律を執行し、行政を支えます。

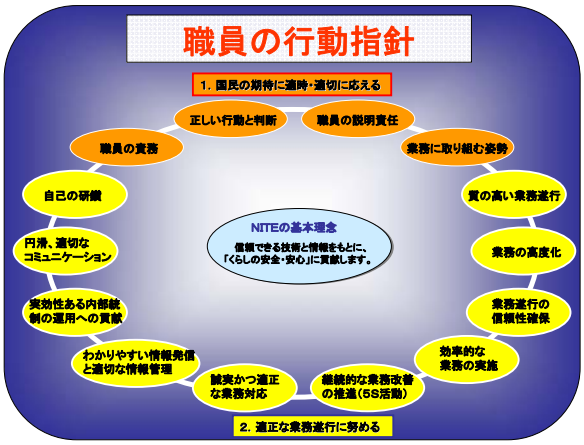

2. 社会的使命（ミッション）

『第3章　これまでのNITEの取組み』を踏まえ、NITEの存在意義、活動理念等を社会的使命（ミッション）として整理しました。社会的使命は、時代時代の変化にとらわれず、NITE職員のDNAとなって、ずっと引き継がれていくものです。

NITEの社会的使命（ミッション）

【存在意義】

① 国民の期待、国内外の社会的要請、行政ニーズを踏まえ、信頼できる技術と情報をもとに、「社会・経済の発展」、「製品等の信頼性と安全性の確保」、「くらしの安全のレベル向上」、「持続可能な社会の発展」に貢献する。

【活動理念】

② 先見力がある公平かつ中立の技能集団としての組織力を最大限活用し、信頼できる技術と情報を提供し続けるため、職員一人一人が個々の専門を活かし、全ての職員の協働によって目標を達成する。

① 国民の期待、国内外の社会的要請、行政ニーズを踏まえ、信頼できる技術と情報をもとに、「社会・経済の発展」、「製品等の信頼性と安全性の確保」、「くらしの安全のレベル向上」、「持続可能な社会の発展」に貢献する。

社会的使命（ミッション）のうち一つ目は、4つの政策目的の実現に向け、行政執行機関として技術的に貢献する NITE の存在意義を示したものです。

今後も政策目的は変わることはありませんが、政策目的を実現するために設定される政策目標、そして目標達成に必要な政策手段及びそれらを支える政策基盤は、国際動向や社会情勢変化等によって、重点化、優先順位は適切に見直されることとなります。

NITE も、独法第1期では、『知的基盤整備』、更に独法第2期では、『国民の安全・安心』を図ることが重点目標の柱となりました。このように時代時代に応じた国民の期待、国内外の社会的要請、行政ニーズに対して、業務の選択と集中を図り、組織体制を見直し、適時かつ的確に対応することが NITE の存在意義の本質ではないかと考えます。（参考資料8）

② 先見力がある公平かつ中立の技能集団としての組織力を最大限活用し、信頼できる技術と情報を提供し続けるため、職員一人一人が個々の専門を活かし、全ての職員の協働によって目標を達成する。

二つ目の社会的使命（ミッション）は、NITE 職員に対して、組織の活動理念を示したものです。

第3章に示しましたとおり、NITE の最大の強みは、独法以降に組織力が格段に向上し、他に類を見ない技能集団としての組織的な技術力であります。
また、個々の職員の専門性は、その潜在能力も含め、非常に優れています。

今後、上記の組織力と個々人の力を同じベクトルで結集できれば、第1章、第2章で示しました課題の解決が大いに期待できます。

協働という言葉はあまり使われませんが、職員間で意見の相違、役割、責務を互いに理解した上で、独法の中期目標、部門や課室の業務目標の達成に力を合わせて、立ち向かうという趣旨を込めています。一般的に技術専門家集団としての弱点は、タコつぼ状態となって、組織力の分散を引き起こすことであり、NITE もその点を気をつなければなりません。

輸出検査業務等を基礎とし、これまで様々な社会的要請に応えてきた高度な技術力は、半世紀にわたり、NITE 職員のDNAになって、脈々とスキル・ノウハウとして技術継承され、業務に活かされています。（参考資料8）

3. 事業領域（ドメイン）の将来像

「社会・経済の発展」、「製品等の信頼性と安全性の確保」、「くらしの安全のレベル向上」、「持続可能な社会の発展」に貢献するため、今後10年間で NITE が取り組む事業展開の方向性を事業領域（ドメイン）として整理しました。（図表12）

事業領域（ドメイン）の将来像

① くらしの安全のレベル向上のための業務
② 新たな技術領域への対応（新社会システム等）
③ 我が国の国際戦略に基づく対応
④ 付加価値が高い技術情報の提供
⑤ 行政への技術的提言

① くらしの安全レベルの向上のための業務

21世紀は、安全・安心が求められる時代であります。国民生活、企業活動、国際的・地域的な活動における安全の確保、安心に繋がるような国民の期待、国内外の社会的要請、行政ニーズは高まり続けます。

NITE は、これまで製品安全、化学安全等の分野で蓄積されたリスク評価技術・ノウハウを活し、科学的根拠に裏付けられた技術情報とデータを提供する法執行及び執行支援を『くらしの安全のレベル向上のための業務』と位置付け、NITE の中核的な業務とします。

そして、これらの技術に支えられた業務を通じ、我が国の技術基盤、経済基盤の強化・発展に寄与していくことを考えています。

② 新たな技術領域への対応（新社会システム等）

『第1章　2. 将来の社会的リスク』で示しましたバイオ製品、介護ロボットの安全性評価、スマートグリッドシステムのような新たな社会的システムの導入に対する安全確保は、実用化の検討とともに進めていかなければなりません。改正化審法のリスク評価技術が、長期間にわたる産学官連携の事業成果として結実したように、長期間にわたる協働が必要となります。

NITE は、自らの高度な専門技術を活かし、専門機関間の協働により、シナジー効果を発揮し、技術的な融合領域も含め、潜在化する新たな社会的要請に対応します。

図表12. 将来の NITE 事業領域(ドメイン)

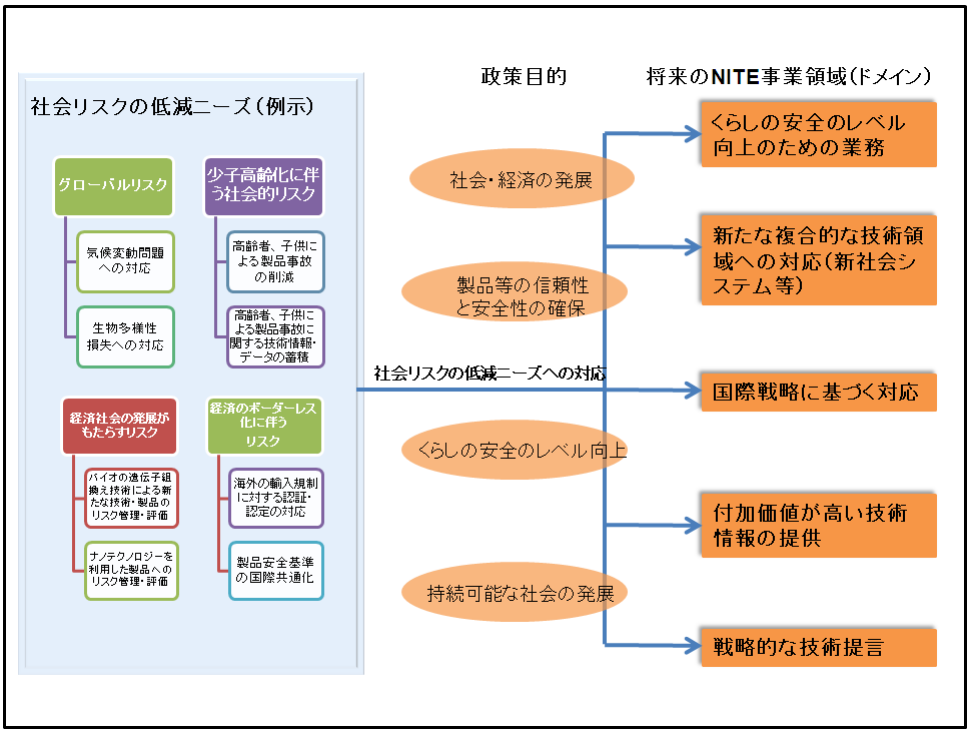

③ 我が国の国際戦略に基づく対応

国民生活、企業活動にベネフィットを提供する我が国の国際戦略を踏まえ、国際、アジア域内、2国間において、「社会・経済の発展」、「安全の確保」に技術的に貢献することが必要であります。具体的には、次のような対応が求められます。

【国際レベル】

国際的な条約や基準の合意形成において、NITE が有する技術的知見を活かし、我が国を代表する専門家として、技術的な貢献を行います。

【アジア域内】

アジア諸国と協定を締結して、生物多様性条約の下での微生物資源の保全・利用とそれに伴う利益配分を実現します。

政府の経済成長戦略を踏まえ、アジア地域における基準認証協力に積極的に貢献します。

【2国間レベル】

日本企業の海外輸入規制に対する国際的な適合性評価制度の運用、外国企業の輸入品に対する安全確保について技術的な貢献を行います。

④ 付加価値が高い技術情報の提供

NITE という行政機関の目線から脱却し、市民や産業界からのいわゆる国民目線で NITE が提供する技術情報に付加価値を付けることが重要であります。NITE は、最前線の現場の行政執行機関として、市民や産業界のニーズ、ウォンツをリアルタイムに的確に把握できますので、今後の行政サービスの見直しに反映できると考えます。下記⑤と連動しますが、政府の企画立案部門にも生きた情報をフィードバッグできると考えます。

「持続可能な社会の発展」に向け、NITE は、科学的知見の蓄積の充実・強化を図っていくことも重要であります。

⑤ 戦略的な技術提言

各省庁における政策企画立案における技術的な検討に、技術的な政策提言を行っていきます。具体的には、技術基準の見直しに資する技術的根拠、データの提出等について、科学的根拠に基づく提言を行います。

また、国民の期待、社会的要請に応えるため、国民、企業、国際社会に向けた技術提言も積極的に行っていきます。

4. NITE 職員への期待

今後10年、上記の事業領域（ドメイン）の取組みを担うNITE職員への期待を整理しました。

10年後、NITE が国民、産業界、そして海外から高い評価を受ける技能集団となっているように、個々の NITE 職員が次の4つの力を兼ね備えることを大いに期待されています。

① NITE の能力 ― 高付加価値、先見性をもった洞察力―
国内外の社会的リスクの低減に技術的に貢献するため、付加価値が高い技術と情報を適時かつ的確に提供できる能力を有していること（事業領域（ドメイン）④）

国民や産業界のニーズ、ウォンツまで掘り下げた付加価値が高い技術と情報を提供するためには、まず現場感覚を養うことが第一であります。担当する業務の工場見学や実務研修等積極的に参加し、業務の本質を理解しなければなりません。

しかし、具体的なニーズ、ウォンツは、明確な形にならないケースが殆どであり、それらを推察し、的確な行政サービスを提供するといったセンスの良さも必要です。

このため、本業の専門分野に加え、自らの専門分野の複層化につながるような、さらには業務の質の向上につながるような取り組みとして、『エキスパート』の育成を目指しているところでありますが、狭い専門の殻に閉じこもらず、変化する社会ニーズに柔軟に対応できることこそが『専門家』たるゆえんであります。

また、日頃、アンテナを高くし、バランス感覚を持って、今、あるいは今後、誰がどのような技術、情報を欲しがっているかを把握した上で、最適な対応を行う能力もNITE職員に求められています。

今後、高度な技術力の高みを目指し、時代の要請を先読みする能力が必要です。

②NITE の気力 ― チャレンジ、 自ら律する力―
国内外で主導的な役割を果たし、関係機関と協働し、困難な課題に立ち向かう気力、チャレンジ精神を有していること

一つの油断、判断ミスで信頼を失う恐れがある状況で、信頼される技術と情報を提供し続けることは、毎日がプレッシャーの連続であり、気力と体力、そして自ら律する責任感が必要です。

社会的な問題が複雑化、高度化し、ステークホルダーの利害関係が錯綜する状況において、問題解決に関係機関の協働が欠かせない現状にあります。

NITE の現在のポジションに安住することなく、組織が停滞・衰退しないために

も、職員は常にチャレンジ精神を持ちつづけなければならないと考えています。

そのため、自発的に問題意識を持ち、前向きに取り組む人財の育成を目指し、業務評価においても、加点方式による自らのチャレンジ課題の提案、設定を推奨しているところであります。

例えば、今後10年、国際機関等において、我が国がイニシアティブを取れるような業務を実施したり、アジア地域を牽引するような取組を行っていくことがNITE職員のチャレンジ目標の一つになると考えられます。

社会の秩序とルールを技術的にサポートする組織として、日常業務における職員の倫理的行動は、他の模範となるべきものであり、NITE職員は、責任感を持って、自ら律する能力も兼ね備えることが必要です。

③NITEの知力 ― ナレッジの結集、そして高い適応力―

政策の企画立案機能を担う政府機関に対して、信頼できる技術と情報に基づき、技術的に提言できる知力を有していること

NITEは、日常業務において、企業からの申請、相談、国民から質問、意見を頂く現場の第一線にあり、生きた社会的要請を政策の企画立案にフィードバックすることができます。これまで製品事故の原因究明や化学物質の安全審査の業務を通じて、技術基準の見直しを図る等技術的な提言を行ってきました。

NITE職員には、担当する業務に関し、現在、そして今後の政策を十分理解した上で、これまでNITEが培ってきた技術と情報（ナレッジ）を結集し、政策判断に反映されるような技術提言を適時かつ的確に行うことができる知力が求められています。

国民の期待、国内外の社会的要請、行政ニーズが、時代とともに変化する中で、組織体制を柔軟かつ弾力的に見直し、高度な、あるいは新たな専門的業務に対応する高い適応力も必要です。また、何事にも好奇心を持ち、担当する業務に取り組む姿勢が必要です。

法的枠組みの下で、法執行及び法執行支援業務を行うNITE職員は、法の仕組みや法体系に明るいことも求められています。

④ NITEの魅力

経営陣は、「全ての職員はNITEの大切な「人財」である」ことに配慮し、職員もまた、その期待に応え、達成感を共有できる職場であること

目標達成を担うNITE職員の職場環境の安全・安心を支えることも、極めて重要であります。

独法の予算・人員の一律削減によって、一人当たりの業務量は格段に増えており、業務の選択と集中により、一部業務からの撤退により、リソースを確保した改善はあるが、業務の大半は、政府機関から依頼された業務であります。

経営陣は、明確なビジョンと目標の提示の下、NITE職員の潜在能力を最大限に引き出し、社会的使命を果たしていくための人財育成・確保に努めることが必要であります。

第5章　NITE の方向、方針

●『第4章　3. 将来的な事業領域(ドメイン)』に示しました事業展開の方向性について、今後の全体方針及び個別方針を整理しました。

1. 全体方針

【中核的な業務(メインストリーム)】

『製品等の信頼性と安全性の確保』、『くらしの安全のレベル向上』の政策目的が、当面、NITE の取り組むべき最優先課題と位置付け、短期、中期の政策目標の達成に向けた法執行及び執行支援を中核的な業務とします。

業務は、国民の期待、社会的な要請、行政ニーズの視点から、必要性、政策的意義を検証し、政策目標のためのミッションを達成した業務の廃止、民間への業務移管等選択を行う等選択と集中を順次行っていきます。

【ニッチ戦略】

認定センターの ASNITE プログラムのように、法律や規制でカバー仕切れていない業際領域、新技術分野、国際対応における緊急かつ重要な社会的要請に対して、積極的に対応します。

【組織全体で取組むチャレンジ目標】

(1)我が国の国際戦略を踏まえ、積極的に国際対応業務に取り組むことを目指します。(※第4章　4. ②参照)

(2)これまでの知見・ノウハウを最大限に活し、戦略的な技術提言を行う組織レベルを目指します。

(3)リソースの確保にも限界があるため、戦略的な人材育成及び確保を行い、NITE 職員の資質の向上を目指し、職員が複数の専門を有する職場環境を醸成することを目指します。

2. 個別方針

『第4章（3） 将来的な事業領域（ドメイン）』を踏まえ、今後、NITE が取り組むべき業務の戦略方針を整理しました。

2．1 くらしの安全のレベル向上のための業務

『製品等の信頼性と安全性の確保』、『くらしの安全のレベル向上』の政策目的の実現に向けた戦略方針は、以下のとおりです。

（1）製品安全分野

①リスクアナリシス

・発生した製品事故等を基に、リスク評価を的確に行い、その結果を行政、事業者及び消費者に情報提供することにより、再発防止に貢献します。

・過去の事故事例を横断的に整理し、事故発生解析を行い、その結果を行政及び事業者に情報提供することにより、未然防止に貢献します。

・焼損コンデンサー発火源可否解析技術やトラッキング痕跡解析技術などの事故原因究明手法の開発を行い、事故原因究明技術の向上を図っていきます。

②リスクコントロール

・事故原因の分析の結果を法令改正における基準提言等に繋げます。

・事故発生前のリスク評価を可能とします。

・事業者に対する事故原因等の情報提供により、自主的な対応（製品の回収、より安全な製品への改良、改修）、表示や取扱説明書の改善等を促します。

・子供や高齢者に対する製品事故の原因究明業務を強化します。

（2）化学安全分野

①リスクアナリシス

・行政機関や事業者などの関係者との連携のもと、化審法におけるリスク評価の的確な実施を支援します。また、この業務の実施を通じて、化学物質、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化することを目標とし、これを2020年（※）までに達成することに貢献します。

（※）「ヨハネスブルグ実施計画」（WSSD）に記載された、有害化学物質の環境上の適正な管理に関する達成年限

・必要に応じて、構造活性相関手法や製品からの直接暴露解析手法などの新たな技術の導入をすすめます。

・関連機関等とも連携し、リスク評価に資する有害性評価の実施につなげていきます。

②リスクコントロール

・引き続き、経験・技術的知見を活かし、化審法における上市前の新規化学物質の審査支援業務及び上市後の化学物質のリスク評価支援業務を実施し、リスクの低減に資するとともに、化管法における排出量の届出データの集計及び集計結果を活用した企業等におけるリスク管理の推進支援を実施します。

また、化兵法における国際査察の立会を行うことによる、国際的な安全保障に向けての日本の役割を果たします。

（3）バイオテクノロジー分野

①リスクアナリシス

・行政機関や事業者、大学等研究機関の関係者との連携のもと、カルタヘナ法におけるリスク評価を的確に実施します。

・ゲノム解析技術を活用したバイオテクノロジーの産業利用の際の安全性評価技術の開発を行います。

・技術革新の著しいバイオテクノロジー分野において、新たに開発される製品・サービス等に関する最新の技術動向を常に注視し、潜在的リスクの把握を行います。また、当該分野におけるリスク評価は、大学、研究機関等における学術研究と連携し、取り組んでいくことが必要です。

②リスクコントロール

・リスク評価結果を受け、関係機関とも連携し、カルタヘナ法の適切な法執行に繋げていきます。

・科学的知見を用いて、資源調達から製造、利用までのバイオテクノロジーの産業利用に関する安全・安心を総合的に確保することを目指します。

・公的な試験・分析の信頼性の確保を図るため、試験菌株の新規提案・提供も含めたような「拡充」や日本薬局方、JIS 菌等がワンストップで揃う NBRC の戦略的整備を行います。

・特許発明に用いられた有用微生物の保護を適切に実施します。

（4）認定分野

①リスクアナリシス

法律や規制でカバー仕切れていない事業領域、新技術分野、国際対応にいける緊急かつ重要な社会的要請に対して、積極的に対応します。

具体的には、国内外の動向、国民や産業会のニーズ、ウォンツを調査し、ASNITE プログラムに反映します。

②リスクコントロール

・試験所・校正機関・認証機関等の一次評価機関を審査し認定することで、試験結

果・認証された製品等の信頼性を保証し、安全性の向上、及びその「見える化」に寄与するとともに、貿易障壁の低減に貢献します。

２．２　新たな複合的な技術領域への対応（新社会システム等）

高度な技術力を有する専門分野間の協働により、シナジー効果を発揮し、 技術的な融合領域も含め、潜在化する新たな社会的要請に対応します。

・電気自動車、介護ロボット等成長産業における安全・安心に係る技術的貢献

・スマートグリッドシステムなど新たな総合システムに対する技術的貢献

新たな社会システムの導入に際し、実用化に向けた実証試験と併行し、総合的な安全評価技術や事後評価（規制）と連動した認定スキーム制度の検討も求められます。

２．３　我が国の国際戦略に基づく対応

我が国の国際戦略を踏まえ、国際的な条約や基準等の合意形成及びそれらを踏まえた地域的・二国間での協力、日本企業の輸出製品規制への対応、外国企業の輸入品の安全確保に技術的に貢献するとともに、アジア各国の底上げに対して、積極的に技術的な協力、支援を行います。

（１）国際対応

①OECDによる化学安全対策、生物多様性条約、ISO 適合性評価ルール等国際的に合意形成する過程及び合意形成された事項について、NITE が有する技術的知見を活かし、我が国の代表として、技術的な貢献を行います。

（２）アジア域内

①生物遺伝資源機関（NBRC）の技術力・信用力を活用し、アジア諸国と協定を締結して、生物多様性条約の下での微生物資源に関するアクセスと利益配分スキームを実現し、生物多様性の保全に貢献します。

②適合性評価制度及びその運用が遅れているアジア各国に対して、技術協力、専門家派遣を通じた技術指導を行います。

③政府の経済成長戦略を踏まえ、アジア地域における基準認証協力に貢献します。

④また、NITEの技術的貢献が要望される他分野においても、要請があったときには必要に応じ同様の対応を行います。

（３）２国間

①日本企業製品の各国輸入規制に係る非関税障壁の解除に向けた技術的支援

今後も、各国の安全規制、環境規制に関連した製品認証や試験データの受け入れが要求されるケースは予想されることから、国際的な規律作りへの参画とともに、相手国への対応も行っていきます。

②海外からの輸入品の安全確保に関する技術的貢献

国内市場で流通する製品安全の確保、消費者保護の観点から、必要に応じ、外国企業からの輸入品に対する技術的な評価を行います。

② NITEの事業に直結する海外関連機関とのネットワークの構築・協力

国の方針に踏まえた NITE の国内事業と直結する海外関連機関とのネットワークを構築し、業務遂行のため必要な情報交換・協力を行います。

2．4　付加価値が高い技術情報の提供

（1）付加価値が高い技術情報の収集・蓄積・提供

業務実施による技術的知見の蓄積、最前線の現場によるニーズ、ウォンツ等を踏まえた国民や産業界に有益な情報提供を行います。

・規制情報（ポスト規制情報を含む）及びそれらの2次加工情報
・事故原因究明に関する技術情報・データ
・リスク情報及びそれらの評価情報・データ
・微生物遺伝資源及びそれらの技術情報・データ

（2）規制情報データベース（ポータルサイト）の充実強化

化学物質管理センターが運営している2つのデータベース「化学物質総合情報提供システム（CHRIP）」、「J-CHECK（3省協同化学物質DB）」は産業界、大学・研究機関、NPO等利用者に広く活用され、加えて後者は、複数の化審法当局（経済産業省、厚生労働省、環境省）との連携により一つのデータベースとして作成されたものであり、公的な情報提供データベースのあるべき姿と言えます。

こうしたベストプラティクスを参考にして、産業界、大学・研究機関、NPO 等利用者の支持の下で、加えて複数の関係者がいる場合はコスト重複を排除するため関係省庁・機関とも連携の下で、製品安全、バイオ安全に関する規制情報、リスク情報の技術情報・データの一元化を担うポータルサイトを作成します。

（3）リスクコミュニケーション支援

国民、産業界、地方自治体等の対話において、それぞれのニーズを踏まえた的確な技術と情報の提供を行っていきます。対話結果を NITE が有する技術と情報に反映することにより、それらの付加価値の向上に努めていきます。

・ 産業界、行政が行う国民とのリスク情報の提供に関する対話への支援
・ NITE が持つリスク情報のステークホルダー（産業界、行政、国民）への提供と対話

２．５　戦略的な技術提言

（1）行政機関に対する提言

安全規制の技術基準見直し等製品安全に係わる法規制等の適切な執行や法規制の見直しに対し技術的観点から寄与します。

（2）国民、企業等に対する提言

国民に対して、わかりやすい調査分析レポートを公表することにより、注意喚起、リスク警鐘等を行います。

企業に対して、科学的データに基づく調査分析レポートを提案することにより、注意喚起、設計見直し等に寄与します。

（3）国際社会に対する提言

これまで蓄積された知見を元に、製品安全における事故情報分析、化学安全におけるリスク評価情報分析に関する技術的成果は、日本のみならず国際的に有益な知見であり、国際機関、国際的な活動を行っている機関に対して、積極的に提案していくことも必要であります。

第6章　組織体制、マネージメント、人財育成等

●政策目的の実現に向け、政策目標の達成に技術的に貢献するため、そして組織として、『第4章の将来あるべき姿』に向け、『第5章の全体方針、個別方針』を戦略的に実施していくため、必要となる仕組みを整理しました。

1．組織体制

（1）国民の期待、内外の社会的要請、行政ニーズの変化を踏まえ、製品安全、化学安全、バイオテクノロジー、認定といった部門体制を見直し、機能別業務に適時かつ的確に対応できるような組織体制の整備、運用を検討します。各部門の専門家の流動化を図り、組織の活性化を図ります。

（2）企画戦略部門は、機能別業務グループ体制における全体戦略を構築し、その運用に際し、経営指標等コスト管理を徹底するとともに、全所的にPDCAサイクルが機能する仕組みの整備・運用、そして不断の見直しを行います。

（3）管理部門（財務・会計、総務、人事、情報システム等）は、機能別業務グループの業務効率化、業務目標の達成等をサポートする業務支援グループと位置付け、機能的な人材を配置する組織体制に変更します。

（4）監査業務の強化を行い、監査室における内部監査、各部門における内部統制上の自己点検等の連動を図り、有効かつ効率的な内部監査を実現します。

2．マネージメント

（1）全体プラン

独法第3期、第4期における中期目標の達成に向け、人的資源を集中させるため、中期目標のブレイクダウンが個人の業務（タスク）に直接繋がるような戦略、アクションプランを検討、策定し、実効性ある目標管理制度に改善します。

（2）個別プラン

各機能別業務グループの業務実施に際し、プロジェクト・マネージメントに基づくプロジェクトチーム制を導入し、明確な目標、具体的な戦略、それらを達成するためのアクションプラン、そしてチームメンバー個々人のタスクを明確に設定します。

（3）外部ガバナンスへの対応

外部ガバナンスへの対応によって、管理職の業務量が増加しており、負担軽減に図るための管理業務体制、運用の見直しを図ります。

3. 人財の育成・確保

NITE の職員（人材）は、NITE の財産（人財）であるとの認識のもと、戦略的な人財育成方針を策定、実行し、人財育成・確保に努めます。

（1） NITE に期待される人財像

①「信頼される機関」として存続するため、技術的専門性を有する人財が必要です。これらの専門家は、ユーザニーズを踏まえ、あるいは想定し、法的枠組みの整備・運用で的確かつタイムリーな行政サービスを実施する能力が求められます。

②プロジェクトチームの編成により、これらの専門家を束ね、業務目標を達成するプロジェクト・マネージャーが必要不可欠であり、新しい社会的要請、行政ニーズにも対応できる企画戦略を策定できる能力が必要です。

③これらの人財を業務支援する管理部門の人財も必要不可欠です。

（法務・コンプライアンス、財務・会計、情報セキュリティ・個人情報等情報安全確保、組織全体をマネージメントする内部統制やリスク管理の人財）

（2）人財の育成

①上記の人財像を踏まえ、職員一人一人の能力や意向を考慮し、計画的に必要な教育・研修を積極的に実施します。今後は、自己啓発型研修の重点化、外部研修の充実を図っていきます。

②現場感覚を養い、実務を修得する必要がある業務については、外部研修、外部出向により、実務を経験する Off-JT を積極的に活用し、専門技術のレベルの向上を図ります。

（3） 人財の確保

①現在４００名の常勤職員について、それぞれの適性にあった人財配置を行います。

②各事業の実施における最新技術の習得や管理部門において高度な専門性を有する業務について、費用対効果や将来の人財戦略を踏まえ、外部から人財を調達することも検討します。

4. 経営戦略における IT 活用（IT 戦略）

①情報システムのあり方

現在、各データベース、情報提供に関する業務を NITE 目線からより国民目線に変え、見直しを図ります。 現在の情報システム、ホームページを双方向のコミュニケーション・ツールとして活用し、付加価値が高い技術情報、データを積極的に提供します。

「長期ビジョン」策定に向けた検討プロセス

平成21年

10月13日 「長期ビジョン」策定プロジェクトチーム設置

【有識者会合】

11月19日　長期V有識者会合（化学物質管理分野）
11月24日　社会的リスクに関するパネルディスカッション
11月27日　長期ビジョン有識者会合（認定分野）
12月　1日　長期ビジョン有識者会合（バイオ分野）
12月10日　長期ビジョン有識者会合（製品安全分野）

【検討チーム】

10月27日　長期ビジョン策定プロジェクトチーム全体会合
10月21日　長期ビジョン策定プロジェクトチーム（Bチーム）検討会
10月15日 ～ 1月28日　長期ビジョン策定プロジェクトチーム（Cチーム）検討会　計5回開催
若手職員146名に対する意見募集　計4回実施

【理事長との意見交換】

11～12月　各部門との検討会合　計10回開催

平成22年

1～2月　各部門に対する長期ビジョン骨子の意見照会

3月15日　NITE 評価部会　進捗状況報告

4月　上記有識者へのドラフト意見照会
NITE 各部門へのドラフト説明、意見照会
若手職員への意見照会

5月　最終ドラフト意見照会

5月25日　NITE評価部会　ビジョン報告・審議

長期ビジョン策定プロジェクトチーム　メンバーリスト

所属チーム	氏　名	所属部署
Ａチーム	安井　至	理 事 長
	川上　景一	理　事
	菊池　久	理　事
	井辺　國夫	企画管理部長
	山本　洋二郎	バイオテクノロジー本部長
	辻　信一	化学センター所長
	瀬田　勝男	認定センター所長
	山本　修	製品安全センター所長
Ｂチーム	菅原　昭栄	企画管理部　人事企画課長
	与儀　重雄	バイオテクノロジー本部　計画課長
	木井　保夫	化学センター　計画課長
	山崎　京子	認定センター　計画課長
	竹内　英治	製品安全センター　計画課長
	嶋津　勝美	製品安全センター　製品安全企画課長
Ｃチーム	東瀬　貴志	情報統括官付　主任
	福永　陽子	バイオテクノロジー本部　資源情報解析課　主任
	小杉　みどり	バイオテクノロジー本部　計画課　主任
	中川　知香	化学センター　安全審査課　主任
	宮川　七重	製品安全センター　製品安全企画課　主任
	中島　健治	北陸支所　製品安全技術課　主任

NITE 長期ビジョン2020　参考資料集

参考1　NITE の予算・人員の推移

参考2　NITE 組織・体制の変遷

参考3　有識者会合結果
- 参考3－1　社会的リスクパネルディスカッション
- 参考3－2　製品安全分野
- 参考3－3　化学物質管理分野
- 参考3－4　バイオテクノロジー分野
- 参考3－5　認定（適合性評価）分野

参考4　第Ⅰ・Ⅱ期の業務実績

参考5　総務省独立行政法人政策評価委員会
平成20年度業務実績評価（2次評価）

参考6　高度な技術力を有している事例

参考7　海外の類似機関
- 参考7－1　製品安全分野
- 参考7－2　化学物質管理分野
- 参考7－3　バイオテクノロジー分野
- 参考7－4　認定（適合性評価）分野

参考8　NITE のミッション・ドメインと業務の変遷

参考1

NITEの予算、人員

予算

（億円）

	第1期	第2期				
	H13年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
運営費交付金	75	76	76	75	74	72
施設費補助金	1	1	1	1	4	0
受託収入	8	8	2	3	4	2
講習関係収入	－	4	4	12	18	9
その他収入	0	2	2	2	2	2
合計	85	91	85	93	102	85

役職員数

常勤役職員数（4月1日）

	第1期	第2期				
	H13年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
役員数	2	3	3	4	4	4
職員数	408	420	409	402	401	397

参考2

製品評価技術基盤機構(NITE)における主要業務と組織の変遷

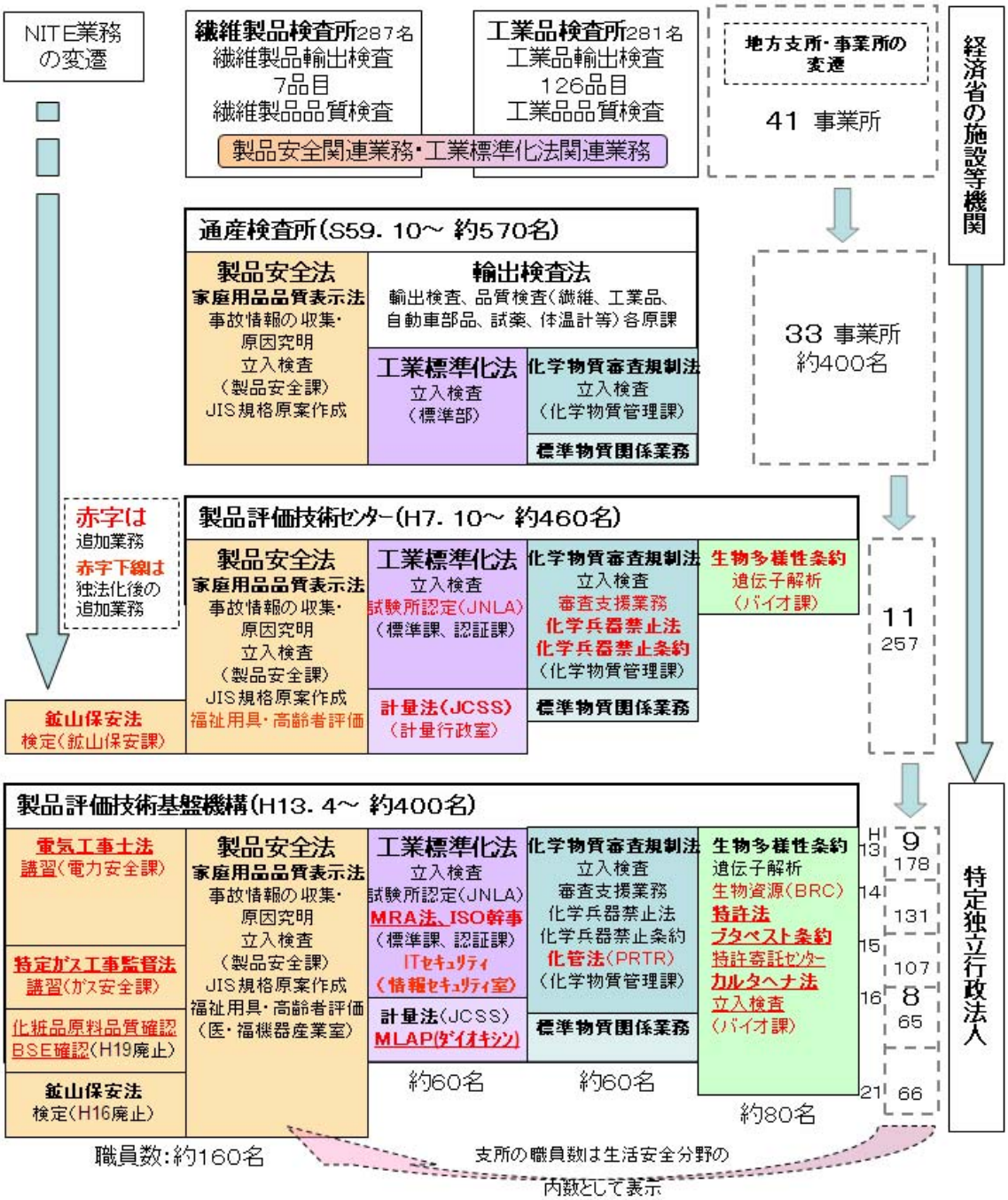

参考3－1

社会的リスクに関するパネルディスカッション

1．日　時　：　平成21年11月24日（火）　17：30～19：30

2．パネリスト

向殿　政男	明治大学理工学部教授	（製品安全分野）
藤田　正憲	高知工業高等専門学校校長	（バイオテクノロジー分野）
木下　冨雄	（財）国際高等研究所フェロー	（リスクコミュニケーション）
野口　和彦	（株）三菱総合研究所　研究理事	（リスクマネージメント）
安井　至	NITE理事長	（環境・化学安全分野）

3．当該分野における社会的リスクを低減するための社会的要請、行政ニーズ

・明るい未来を考える上で安心が大事だが、現在、過敏に不安を覚えている。
　不安を回避するために、冒険しない、チャレンジしない社会は最大のリスクではないか？

・微生物や食品組換えについても、技術的に受け入れることが大事。科学を教え、科学を市民に浸透させ、受け入れてもらうことが大事。それが、リスクコミュニケーション。

・安全・安心を求め過ぎて冒険しない、マイナスのスパイラルに陥っている。

・リスクとベネフィットとのバランスと調和を持つことが重要。

・社会が受け入れない遺伝子組み換えについて、うまくリスクコミュニケーションが成り立つように、科学的事実を説明する方法論が必要。

・技術自体が発展途上であるためにリスクの把握およびその解消法も未熟であるバイオテクノロジーに対しては、科学的な知見の蓄積がそれらの解を見いだす手立てとなりうる。

・豊かさが継続することがリスクマネジメントの成果である。

・自分の子供が幸せに暮らせることが持続可能な社会。

4．上記3．におけるNITEの役割、使命（委員からの提案）

・安全・安心は、技術とともに発展するものであり、技術の発展を阻害するものであってはならない。 安全学は、技術そのものの発展とは独立して、技術が生み出すものを世の中で先回りして展開する必要がある。200キロを出せるエンジンを作ってから止めるためのブレーキを作るのではなく、同時に考えるべき。これらエンジンとブレーキの両方を開発するための取り組みをNITE に期待したい。

・NITE は、事故原因究明機関として、中立の拠り所である。科学技術については、個人の価値観は入り込む余地がない。そうした科学技術に根差した事故分析が出来る数少ない機関。

参考3－2

第3期・長期ビジョン策定のための意見交換（製品安全分野）

1．日　時：　平成21年12月10日（木）　13：00～15：05

2．外部有識者リスト：

滝田　章	(社)消費者関連専門家会議（ACAP）　理事長
竹中　正	(財)家電製品協会（AEHA）製品安全関連委員会　委員長
タン・ミッシェル	帝塚山大学法政策学部　教授
樋口　一清	信州大学経営大学院　教授

3．当該分野における社会的リスクを低減するための社会的要請、行政ニーズ

①製品事故の再発・未然防止のための情報提供、消費者教育

・年々消費者起因の事故（誤使用事故）が増える現状の中で、消費者への情報提供・消費者啓発活動が重要。

・事業者は安全啓発に努めているが、消費者のメーカー不信により事業者が発信する情報が適切に伝わらない現状がある。

・自治体には消センがあるが、膨大な事故情報は整理できておらず、市町の担当者、消費者には情報が分からない状態である。高齢者や単身者など情報の必要な人には情報が伝わっていない。

・今後は未然防止も重要。

・NITEは、事故の再発防止、製品安全の確保を目的に事業を行ってきたと思うが、今後は、再発防止にプラスして未然防止についても展開していくべき。

・最重要な情報など情報のメリハリを付けて、受け手が使いやすいレベルに1次加工をした素材の提供をしてもらえれば助かる。標準的な製品安全パンフレット。NITEは、今ある素材をうまく使って、多くの国民が理解できるものの提供を。

②地方ネットワークの活用、連携強化

・消センは技術系の職員が減っており、試験設備も開店休業が多い。製品事故が高度化、複雑化しており、地方自治体のレベルでは対応できない。検査能力が低下している。

・誰に発信するのか。きちんと受け手を作るべき。強いネットワークやゆるいネットワークなど、ネットワークの構築を。

③リスクコミュニケーション

・製品事故防止をマニュファクチャラーだけで実行するのは難しく、各プレイヤー（マスメディア、販売店etc）がそれぞれの立場で役割、リスクとコストを負担しなければならない。

④子供の安全確保

・子どもの安全については、各国実施しているが、日本では未着手。これに手を付ける必要あり。

4．上記3．におけるNITEの役割、使命（委員からの提案）

①製品事故の再発・未然防止のための情報提供、消費者教育

・NITEの情報提供、啓発活動の取組が重要である。

・NITEからは情報を発信し、事業者の指導し、起きた事故の原因究明に加えて、今後は事故の未然防止、事故が起こる前に情報提供する行政機関の役目を期待する。

・情報を伝達するシステムを作ることが肝要。NITEは、情報を必要な人に必要な情報を届けるシステムを構築することを考えて欲しい。

・今行っている調査員の活用や大学との連携、他の機関との連携など、やり方を考えながら、NITEが情報を発信する、製品事故に関する情報を一元的に扱うことができる体制をしっかり作るとともに、海外との連携も重要。NITEが得た知見が製品に反映される社会システムを作って行く必要がある。

・現在の情報提供にプラスして、社会の学習システムの構築（情報循環社会）、障害防止システム、教育と啓発が必要。教育については、（個々の消費者に直結している）市民団体の教育に目を向けてほしい。

・映像は印象に残る。社会心理学者等々に聞くことも一案。webでリンクをいっぱいはるということも今の人には有効。なんでも出会いが重要。

・今の若い人は携帯による情報提供が一番。

・他の教育を実施している団体とコラボレーション。

②地方ネットワークの活用、連携強化

・NITEが地方の身近な拠点として情報サービスや試験の支援を図る機能強化をしていけば、地方行政とのしっかりとした連携強化になる。

・NITEは既に地方（支所）も含めてネットワークを持っており、これを活用できることは地方にとって非常に魅力的である。NITEの専門的、中立的調査機関は地方の期待が大きい。

・NITEの位置づけはコントロールタワー。

③リスクコミュニケーション

・NITEは、重大製品事故が製品起因かどうかの正確かつ迅速な原因調査を行う。

④子供の安全確保

・今後は規格作りを含めたソフトローに貢献すべき。

・子どもというカテゴリでくくって、子どもはこういう事故に遭いやすいことを親に対して情報提供。

・子供の事故の原因究明は1件1件の対応を優先的にすぐにやる。

5．その他（特記すべき事項）

・知名度の向上

認知度がないと情報が活かされない。伝え方を工夫が必要。

参考3－3

第 3 期・長期ビジョン策定のための意見交換（化学物質管理分野）

1　実施日　平成 21 年 11 月 19 日(木)　15：30～17：30

2　有識者メンバー

(1) 梶原　秀夫

独立行政法人産業総合研究所　安全科学研究部門　物質循環・排出解析グループ

主任研究員

(2) 矢可部　芳州

財団法人化学物質評価研究機構　理事　安全性評価技術研究所長

(3) 橋本　正雄

前化成品工業協会　技術部長

(4) 小島　正美

毎日新聞社　生活家庭部編集委員

3　当該分野における社会的リスクを低減するための社会的要請、行政ニーズ

（主な意見）

- リスクベースによる化学物質管理を実現するため、社会のリスクの受容性に対する認識が重要。
- 法律に基づくリスク評価は、一定期間内に評価すべき対象物質や判定内容に制約があり、判定者と支援者のコミュニケーションが非常に大事。その枠組み、体制、決定の筋道が大事になってくる。
- 記者を含めて一般の人たちは化学物質についてマイナスイメージを持っており、メリットやベネフィットに関する情報提供が必要。
- リスク評価において透明性と定式化が重要。
- 化学物質管理においては、国際的にも国内的にも事業者の責任が増大し、様々なデータが出てくるが、その解釈のための標準化や体系化が重要。
- 製品のリスクだけでなくベネフィット、あるいは性能なども一緒に評価していくことが必要ではないか。
- 一般市民のリスクと企業のリスクは違うので、ベネフィットも社会的ベネフィットと企業ベネフィットに分けて考える必要がある。
- 化学物質に関する報道を評価する評価項目（報道ガイドライン）及び不安を解消する説明の仕方の研究が必要。

4．上記3．における NITE の役割、使命

- 一般市民が受容可能なレベルに対する認識も視野に置いた、迅速なリスク評価の実施と提供が、NITEが持つべき一番公的なファンクション。

- NITE の法執行支援業務で蓄積した民間にない情報／技術の維持向上、これらの情報／技術（一味違う技術）を強みとした政策の提言。
- 行政ニーズに基づく目的を明確にしたリスク評価・手法開発（研究目的との違いの明確化）。
- マスコミを含め、社会に向けた科学的・客観的事実に基づく情報提供。
- 大学などで開発した手法を行政に活用するための定式化、体系化やデータ活用のための標準化。

５ その他（特記すべき事項）

- 技術専門家集団であるNITEが一般国民向け情報提供、広報をどこまで担うべきか要検討。
- 産総研とNITEのすみわけについて、立ち位置をはっきりさせることによりスムーズな協力が実現できる。

参考3－4

第3期・長期ビジョン策定のための意見交換（バイオテクノロジー分野）

1．日　時：平成21年12月1日（火）　17：00～19：00

2．外部有識者リスト

江崎　孝行　　岐阜大学医学系研究科　教授
大石　道夫　　財団法人かずさDNA研究所　理事長
清水　昌　　日本農芸化学会　会長
塚本　芳昭　　日本バイオインダストリー協会（JBA）専務理事
手柴　貞夫　　元　協和発酵キリン株式会社　技術顧問
藤田　正憲　　高知工業高等専門学校　校長

3．当該分野における社会的リスクを低減するための社会的要請、行政ニーズ

・日本は微生物資源大国であり、NBRC はその保有機関として、また、微生物産業を支える機関として重要である。
・「バイオ製品の安全・安心」という意味での市民のQOLを維持するための機関として成立するのではないか。
・排水処理剤等のバイオ製品に対する安全性などの科学的な検証は行われていないまま利用されている現状もある。それらに対する科学的な検証、情報提供を行うことは大切だと考える。

4．上記3．におけるNITEの役割、使命

・生物多様性条約（CBD）についても今後NITEにとって大きな役割を占めてくるのではないか
・CBDに関する取組みについては、企業が安心して海外資源に手を出せるという点で必要なことであり、もっと強化して欲しい。
・今後、DIAM（カルタヘナ申請のためのサポートDB）のような業務も行っていってはどうか。
・市民がバイオに対して知りたい情報はまだまだあると考える。安全情報整備の一環として毒素情報の整備も重要な一つである、
・立入検査業務については、NITEの持つ重要な技術の1つとなるであろう。

5．その他（特記すべき事項）

（1）NITEの強み

NITEのプロテオーム解析は高い水準を持っている。
NITEはアジア諸国とのつながりを持っている点で優位であると考える。
NBRCの利点としては安価、すぐ手に入る、クオリティが高いことである。

（2）NITE への要望

・微生物に対する「ゲノム情報による種の再定義」にチャレンジして頂きたい。

・NITE での「同定のためのゲノム解析」を検討して頂きたい。

・NITE が保有する「技術」とは何かということを認識した上で、それらの特徴は何か、どのように社会貢献できるかということを踏まえ、上手く将来につなげていってほしい。

・NITE は自ら収集・保存・解析を行っていることが強みであり、さらにアジアの国際寄託センターとしての役割も担えるのではないか。

・インセンティブをもった BRC として品揃えを増やしていってほしい。そのことが結果的にコレクションの充実につながると考える。

・NITE には戦略的菌株の蓄積を行ってほしい。

・これまで収集したカルチャーコレクションという財産に対し、どのような付加価値をつけていくべきか今のうちから検討していってほしい。

・「既存産業も含めたバイオ産業全体の活性化」についても進めていってほしい。

参考3－5

第3期・長期ビジョン策定のための意見交換（認定分野）

1．日　時：平成21年11月27日（金）　14：00～16：00

2．外部有識者リスト

井口　新一　（財）日本適合性認定協会　専務理事

指宿　堯嗣　（社）産業環境管理協会　常務理事

梶屋　俊幸　（社）電子情報技術産業協会　適合性評価システム委員会副委員長

武田　貞生　（財）日本規格協会　専務理事

3．当該分野における社会的リスクを低減するための社会的要請、行政ニーズ

・製品安全分野の産業界にとって、安全性を証明する際の直接のコンタクト相手は認証機関である。そのため、その認証機関が第三者から認定を受けることにより能力を有することを保証されることは必要不可欠。それだけ認定に信頼を寄せている。

・電子・電気分野では先に活用されていた試験所認定制度と、その後できた別のデータ相互活用の枠組みとの間で審査が重複化した。後に、審査効率化で合意がなされたものの、産業界の要請に応じた迅速さが欲しいと感じた。

・データの相互利用の効用（国際相互承認の能力評価の意味）について、アジア・中近東などの国の認証制度では十分に理解されていないと感じる場合がある。認定機関から各国の認定機関を通じて、認定のプロモーション活動を強化してほしい。

・認定制度の定着化には、認定機関として、これまでマーケットにどのようなベネフィットを提供してきたか、今後どのようなベネフィットを提供できるかを考えて活動する必要がある。

・強制法規への認定・認証の受入は今後加速可能であると思う。そこで官型認定機関としてNITEは何を行うのか整理する必要がある。

・地球温暖化・資源循環の分野でも、安全・安心に係る規制法規が新しく出来た場合に新しい認定ニーズも出来てくる。その時にどう対応するか。

・NITE には、製品安全、バイオ等での技術的能力の素地もあり、環境分野でも認定ニーズに対応できると思う。

・強制法規分野で認定を考えたとき、当局からすると認定には限界があるのではないかと考える。国際基準に則っているからといって、完全に安全・安心が確保出来るのか、何かあったときにきちんと追求出来るのか疑問視される。

・認定制度は、事業者の能力が要求される水準にあることを確認することによって、信頼性を担保する間接証明的な手法であると同時に、認定機関の利用により行政のコスト削減も実現できるものであることを、ステークホルダーが理解している必要がある。

4. 上記3. における NITE の役割、使命

・製品安全、環境・資源等の分野において、国民生活の安全に関する信頼性保証や公正な国内外取引が求められるところに、認定機関としてタイムリーに対応できる力量を持ち、認定を通じて第三者保証を提供する。

・認定が提供しうるベネフィット、適用範囲等の理解を広めて、認定の利用を促進することにより、規制に対する柔軟な対応を提供するとともに規制にかかるコスト削減に寄与する。

参考4

nite 人間生活福祉分野の第一期総括評価

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	目標の達成状況
		・製品安全業務の本部機能を大阪へ移転 ・講習業務開始		・標準化センター発足		
製品安全（受動）	●事故情報1，852件(措置631) ●モニタリングテスト36品目 ●製品安全4法立入検査48件 ●DB公開5，400件 B	●同左2，132件(370) ●同左14品目 ●同左112件 ●同左7，200件 A	●同左2，124件(533) ●同左16品目 ●同左273件 ●同左9，000件 A＋	●同左2，721件(824) ●同左16品目 ●同左250件 ●同左10，600件 A＋	●同左2，952件(360) ●同左15品目 ●同左300件 ●同左13，290件	➢事故隠しが社会問題となる中、増大する事故情報を迅速・的確に処理し結果公表。次期に向け、より網羅的かつ広範に良質な情報を収集。
製品安全（能動）	●発火燃焼原因究明手法の活用・消防等への普及 ●誤使用事故防止調査 ●原因究明テスト等2品目 —	●同左5品目（ジェットバス法改正） A	●同左6品目 B	●事故動向詳細分析版の公表 ●誤使用ハンドブックの作成・説明会開催 ●同左7品目 A＋	●e-mailマガジンの配信 ●広報誌の発刊 ●同左6品目	➢原因究明テストを迅速実施、原因究明手法は外部にも提供。事故動向詳細分析の公表、誤使用防止ハンドブックの作成・説明会開催。17年度から、e-mailマガジンを配信、広報誌を18年4月1日発刊。
標準化	●消費生活製品の報知音等の6規格原案を提案 ●エキスパートとして国際標準化活動 B	●家庭用浄水器試験等の6規格原案を提案 A	●スクラッチ特性(IS)等の4規格原案を提案 ●プロジェクトリーダとして国際標準化活動 ●ISO/TC173/WG7国際事務引受、運営 A＋	●誘導ブロック(IS)等の5規格原案を提案 ●コンビーナ引き受け A＋	●高齢者・障害者配慮規格策定のためのデータ集等3規格原案を提案 ●ISO/TC159/SC3等国際幹事国引受、運営 ●ISO/TC173/WG1国際事務局引受、運営	➢中期計画の20件原案作成・提案に対し24件達成、また、コンビーナとして推薦されるなど国際標準化活動も拡大。
福祉用具評価	●シャワーチェアー等の7手法開発 ●開発手法の活用状況：JIS、ISO、SG、業界基準等 B	●床ずれ予防用品の1手法開発 9テーマ、JIS化準備中 7テーマ B	●立ち上がり補助いす等の6手法開発 B	●家庭用階段昇降機の1手法開発 B	●介護保険法対応に着手3手法開発	➢目標の15手法を16年度前倒し達成、17年度から介護保険法対応に着手。
人間特性計測	●手の操作力の1手法開発 ●高齢者動態特性18項目・身体寸法14項目データ収集 B	●前腕の回旋運動及び上肢到達域の2手法開発 ●データベース化・インターネット公開 B	A	●肩関節前額面の1手法開発 ●頸部等の1手法開発 B		➢計測手法5手法の確立、基本動態特性18項目・基本身体寸法14項目のデータ収集は目標達成。
講習	—	●混乱なく前指定機関から講習業務の引き継ぎ B	●前年4倍受講者→的確実施 ●講習周期運用改善 A	●最大受講者の年→事務の効率化により対応 ●台風・地震に緊急対応 ●土・日開催で行政サービス向上 A	●土・日開催の拡大 ●一括外部化による効率化 ●都道府県との連携強化	➢事務の効率化により周期の最大時の受講者対象者（20万人）に対し講習を的確に実施・運営。また土日開催等による行政サービス向上。
鉱山検定 依頼試験 化粧品	●鉱山保安法に基づき事業者の申請を受け鉱山・構内用品の検定を適切に実施 B ●機構能力を活かし、民間実施が困難な登山用ロープの依頼試験を依頼に応じ適切に実施 B ●政府等から緊急要請→化粧品業務を短期間で立ち上げ→的確に実施			B	B	➢鉱山検定、登山用ロープは申請・依頼に的確に応じ、化粧品も短期間で着実な実施等、目標を達成。

4

nite 生活安全分野の第二期総括評価

	中期目標	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	目標の達成状況
		・METI製品安全対策に即応	・改正消費生活用製品安全法施行		・製品安全センターに改称。一部組織改組。 ・消費者庁発足	
製品安全関係業務	(1) 製品の事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明等 (2) 国内外の関係機関との連携 (3) 事故の未然・再発防止のための情報提供等 (4) 製品安全体系の高度化を目指した調査研究	●事故情報収集：4，084件 ●事故品等確認：545件 ●DBアクセス等件数：212万真 ●原因究明テスト（松下石油温風暖房機、パロマ湯沸かし器、デスクマット等）を迅速に実施し、行政措置等に貢献	●事故情報収集：7，298件（重大事故：1,190件） ●事故品等確認：1，099件 ●DBアクセス等件数：294万真 ●重大事故の事業者報告が義務化され、NITEでの重大事故の原因究明調査・リスク分析を開始	●事故情報収集：5，440件（重大事故：1,412件） ●事故品等確認：1，257件 ●DBアクセス等件数：368万真 ●テスト（樹脂製サッシ用、ハンドル形電動車いす、おしゃれ用カラコン等）を実施し、記者発表、行政措置等に貢献	●事故情報収集：4，371件（重大事故：1,172件） ●事故品等確認：1，393件 ●DBアクセス等件数：445万真 ●レーザーポインター の基準適合を調査し、事業者逮捕に貢献 ●家庭用圧力鍋のテストを実施 事業者への行政指導に貢献	➢松下、パロマ等以降製品安全が社会重要課題となる。事故通知が激増したが、調査を確実に遂行し社会要請に応えた。また、製安法改正により、重大事故調査が法に基づく新業務として加わったが、確実に調査を実施した。 ➢事故品確認・現場調査件数は、中期目標件数（年平均350件）を上回り、精度の高い調査を実施した。 ➢原因究明テスト、モニタリングテスト等を迅速かつ的確に実施し、行政措置に大きく貢献。また、マスメディア等を活用して、国民に広く注意喚起した。
		●国内外の関係機関との連携（米国CPSCとガイドライン、国民生活センターと連携・協力合意文書、中国CAIQと相互協力文書の締結） ●製品事故調査員制度発足（外部人材の専門知識を活用して事故原因調査を効果的に実施） ●消費者等に事故の未然・再発防止のため、事故情報収集報告書、広報誌、メルマガ、マスコミ等を通じて、広く注意喚起を積極的に実施				
標準化関係業務	(1) 高齢者・障害者対応等の分野における標準化 (2) 製品の安全確保のための標準化 (3) 人間特性に係る技術的データ等の提供	●福祉用具標準化体系案及びアクションプランを作成 ●コンビーナ、プロジェクトリーダ等として国際会議に参画し、調査研究結果について国際提案及び国際幹事国・事務局等の運営を適切に実施 ●製品の安全確保のための標準化の検討開始 ●人間特性に係る技術的データ等の提供を行うため、計測手法の開発、基本人間特性データ計測等を実施のうえ、公開DBを維持・管理	●アクションプランに沿って福祉用具の共通規格約71機能について、試験方法を開発し、被験者データにより検証 ●NITEが開発した評価方法を基にJIS原案作成委員会に参画し、JIS制定、改正に貢献 ●電子機器等からのVOC測定方法のJIS原案作成	●重大事故が多発した介護用ベッドのJISを緊急改正	●講師のスキルアップを図る対策を講じた。	➢製品安全規格開発業務を実施し、高齢者・障害者等が安全に使用できる製品の普及に貢献した。 ➢安全に関するJIS規格の制定・改正に寄与した。 ➢人間特性DBに関して、目標を達成し、DBの維持・管理以外は終了した。
講習関係業務	(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務 (2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務	●電気及びガス講習受講者の情報を一元管理する独自DBを構築し、試験運用を開始	●独自DBの本格運用開始 ●電気講習受講率は、自治体との連携強化により、過去最高の91％を記録	●電気講習委託契約を一般競争入札へ移行 ●受講者負担を軽減（振込手数料の無料化等）		➢受講者情報を一元管理する自前DBを開発し業務の効率化を推進させた。 ➢受講者の負担軽減のため、コンビニでの振込、手数料無料化を実施した。
立入検査等業務	経済産業省に係る法令等に基づく製造事業者への立入検査等業務 ② 製品安全4法に基づく製造事業者等に対する立入検査	●法令等に基づく製造事業者への立入検査等業務を的確に実施 ●製品安全4法：300件 ●JIS法：104件 ●JIS試買検査：6品目	●製品安全4法：289件 ●JIS法：79件 ●JIS試買検査：7品目	●製品安全4法：261件 ●新JIS法：27件 ●JIS試買検査：5品目	●製品安全4法：238件 ●新JIS法：50件 ●JIS試買検査：4品目	➢大臣指示のあった事業者に対して的確に立入検査を実施した。また、立入検査スタイルを、より製品安全に寄与できるフォローアップ型に変更させた。
化学兵器禁止法関係業務	(1) 国際機関による検査等への立会い (2) 立入検査等 同法第33条第4項に基づく立入検査等を的確に実施す	●法第30条に基づく国際機関による検査等立会業務、第33条に基づく国内事業者への立入検査等業務を的確に実施 ●国際セミナーにおいて、日本の査察経験等を紹介 ●国際査察立会件数：7件	●日本初のオンサイト分析の受入、対抗分析の実施 ●国際査察立会件数：11件	●国際査察立会件数：20件	●国際査察立会件数：19件	➢国際査察立会業務及び国内立入検査等に的確に対応した。 ➢日本初のオンサイト分析の受入、対抗分析によるデータ検証を実施した。
依頼試験 PSE 化粧品	機構の能力を活かし、民間での実施が困難な依頼試験・評価を適切に実施する	●機構能力を活かし、民間実施が困難な消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープの依頼試験を適切に実施 ●依頼に応じてPSE法に係る絶縁耐力試験を適切に実施 ●輸出化粧品原料等品質証明確認業務を実施				➢依頼に応じて、適切かつ迅速に試験等を実施した。 ➢PSE、化粧品は、目標を達成し、業務を終了した。

25

nite 化学物質管理分野の第一期総括評価

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	目標の達成状況
		PRTR制度による届出開始	化審法改正と3省審議会の審査の一本化	PRTR制度完全実施	PRTR届出処理期間の1ヶ月短縮とデータ精度の向上	
化学物質情報整備提供関係業務	整備対象物質のリスト作成 ・システム改良 ・リスク評価管理研究会設置 ・リスク評価事業開始 A	累計整備数：約230物質 ●178万件アクセス ●PRTR法対象包括名称物質個別物質例一覧 ●暴露評価開始 A	累計整備数：約3，000物質 ●270万件アクセス ●検索システム英語化 ●絞り込み検索 ●システム間リンク ●リスク評価管理研究会中間報告公表 ●初期リスク評価開始 A	累計整備数：約3，800物質 ●約320万件アクセス ●CHRIP全英語化 ●構造式検索 ●リスク管理のあり方（研究会報告書）公表 A	累計整備数：約4，000物質 ●約410万件アクセス ●構造式充実 ●検索機能の改良 ●リスク管理のあり方（研究会報告書）公表 ●初期リスク評価書33物質実施（累計134物質実施） ●初期リスク評価手法の公表	➢目標約4000物質を達成。 ➢質、量ともに充実したデータベースで、アクセス数も着実に増加 ➢リスク評価に基づく管理のあり方について国内初の提言 ➢化学物質のハザードデータやリスク評価データ等の基盤情報とリスク評価等の各種評価手法等の情報を統合したシステムを構築し、公表
化審法関連業務	●新規化学物質審査支援：207件 ●少量新規化学物質確認支援：10，669物質 ●官報公示名称案作成 ●既存化学物質名簿の国際整合性の利便性向上 B	●新規化学物質審査支援：257件 ●少量新規化学物質確認支援：11，763物質 ●化審法試験（Pow）の適用範囲緩和に寄与 A	●新規化学物質審査支援：306件 ●少量新規化学物質確認支援：14，121物質 ●改正化審法運用通知等の改正事項等の提案 ●新規物質審査の3省連絡窓口対応開始 A	●新規化学物質審査支援：341件 ●少量新規化学物質確認支援：15，807物質 ●中間物等の内容確認：396物質 ●改正法新制度への着実な対応 ●3省共同DB開発開始 ●化審法試験（Pow）の判定基準緩和の実現 A＋	●新規化学物質審査支援：330件 ●少量新規化学物質確認支援：17，049物質 ●経済産業省に加え、2省からの依頼により公示名称案の一元的な作成を開始 ●3省共同DB開発終了・運用開始	➢審査支援を着実に実施するとともに、3省共通の連絡相談窓口として、化審法施行の効率的運用に大きく寄与 ➢審査用データベースも併せて整備し、判定の統一性維持に貢献、基準緩和の裏付けデータとしても活用
化管法関連業務	●電子届出、記録・集計システムの開発、改良 ●普及啓発活動 問合せ対応及びPRTR講習会への派遣など ●取扱量実態調査による対象事業者に把握と関係者への普及啓発 B	●届出集計：3．5万件 ●インターネット経由の届出システムの整備 ●初年度PRTR届出の記録・集計実施 ●MSDSの普及状況調査 A	●届出集計：3．5万件 ●システム更新準備 ●PRTR届出の記録・集計の経費を前年比約26%削減 ●取扱量実態調査 ●日本初のPRTRデータを用いた排出量マップ公開 ●9物質について日本初のPRTRデータを用いた大気濃度マップを公開 A＋	●届出集計：4．7万件 ●霞ヶ関WAN，LGWAN経由の事務処理機能化開発による事務処理効率化、セキュリティ確保 ●PRTR届出完全施行による届出増の記録・集計作業を増員無しで実施 ●PRTR対象の209物質について日本初のGIS表示による大気濃度マップを公開 A＋	●届出集計：4．0万件 ●電子届出の拡大約11，600件（前年比約3倍） ●受付処理のマニュアル化により、受付作業を外注し、定型的な全業務のアウトソーシングを試行 ●処理期間を1ヶ月短縮し、かつ、PRTRデータの精度を向上	➢初年度から、混乱を起こすことなく的確な施行支援を実施 ➢膨大な届出の記録・集計作業の合理化を毎年着実に推進 ➢PRTRデータ活用についても、経年比較レポート、濃度マップを作成公表するなど、利用推進に寄与
化学兵器禁止法関係業務	●法30条に基づく国際査察立会 ●法33条に基づく立ち入り検査 B	B＋	B	●国際チャレンジ査察への対応準備を実施 B	●国際チャレンジ査察への対応のための関係省庁検討会に参画	➢年々増加する国際査察に対して増員を行うことなく着実に対応

nite 化学物質管理分野の第二期総括評価

	中期目標	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	目標の達成状況
		PRTR届出事務処理のアウトソーシングを本格実施	OECDのeChemPortalサイトにCHRIPが参加	監視化学物質のリスク評価手法完成	CHRIPリニューアルによりアクセス高速化	
化学物質情報整備提供関係業務	約4，800物質を対象として化学物質総合管理情報の追加、更新、維持管理を行う	累計整備数：約4670物質 530万件アクセス ・国が実施したGHS分類結果の公表	累計整備数：約4800物質 675万件アクセス ・労働安全衛生法（GHS表示義務）物質情報の追加	累計整備数：約5000物質 822万件アクセス ・REACH規制情報の追加 ・PRTR制度改正対応	累計整備数：約5400物質 984万件アクセス ・システム改修による高速化 ・ソフト改修によるダウンロード機能	➢第二期目標4800物質を達成し、既先整備物質選定基準に合致する新たな法規制物質等を追加整備 ➢アクセスの増大によって生じた検索渋滞をハード更新とソフトの改修により解消
	化学物質の有害性情報、リスク評価情報等について理解しやすく簡便で利用者に適したツールの整備、提供を行う	・一般市民向けHP「化学物質と上手につきあうには」を運用。身近な化学物質シリーズ「塗料」「接着剤」「化粧品」「洗剤」「家庭用防除剤」を冊子化し配布 ・事業者等向けにメルマガによる情報発信、リスコミ事例集のHPからの公開及びリスコミ事例報告会の開催	・小中学生向け体験学習プログラムを展示会において実施		・化学物質のリスク評価をやさしく解説した小冊子を作成配布。	➢化学物質やリスク管理について、一般市民、事業者、自治体職員などに向けて、それぞれが理解しやすい情報を作成し提供
リスク評価関係業務	広く環境に存在し人の健康や動植物に影響を及ぼす可能性のある化学物質等について暴露評価、リスク評価等を行う	・初期リスク評価書18物質策定（150物質）終了 ・監視化学物質のリスク評価手法検討開始（一部物質の試行評価）	・監視化学物質のリスク評価（一部物質の試行評価）	・監視化学物質のリスク評価手法完成（約1000物質を対象に試行評価）	・監視化学物質のリスク評価（約1000物質を対象に試行評価）	➢初期リスク評価書累計150物質終了（第一期からの累計） ➢監視化学物質のリスク評価を実施（約1000物質を対象に試行評価、うち、のべ45物質については詳細評価）
	暴露評価手法、リスク評価手法等について国内外の情報を収集するとともに、評価の目的対象に応じた手法の開発を行う		・用途分類及び用途別排出係数一覧表作成（監視リスク評価にも利用） ・GHS消費者製品リスク評価手法ガイダンス作成	・用途分類及び用途別排出係数一覧表（改良版）作成（監視リスク評価にも利用） ・GHS消費者製品リスク評価手法ガイダンス及び計算ツール公表	・用途別排出係数一覧表の構築（監視リスク評価に利用） ・スクリーニング評価手法、優先評価化学物質リスク評価手法作成（改正化審法用） ・監視リスク評価手法ガイダンス公表	➢監視化学物質のスクリーニング評価による優先評価化学物質の選定手法を開発 ➢化審法対象物質のリスク評価、スクリーニング評価に必要な評価手法を構築 ➢GHS消費者製品リスク評価手法ガイダンス、用途別排出係数一覧表を作成
化審法関連業務	化学物質の安全性評価、化審法対象物質の管理等の実施に必要な技術的評価、有害性評価手法等の開発、基盤情報の整備等を行う	・新規化学物質審査支援564件 ・少量新規確認支援19，554物質 ・官報公示名称案作成154件 ・新規審査資料提出窓口、指導事項通知書をNITEに一元化 ・生分解・蓄積性QSAR予測結果の審査参照で審査に寄与（新規183件）	・新規化学物質審査支援447件 ・少量新規確認支援21，350物質 ・官報公示名称案作成244件 ・国際的協力の下、毒性QSAR予測に着手	・新規化学物質審査支援470件 ・少量新規確認支援22，405物質 ・官報公示名称案作成247件 ・METI番号とCAS番号の整合性確認による情報基盤整備を開始 ・既存点検・JBISデータベースデータをJ-CHECKで公開	・新規化学物質審査支援375件 ・少量新規確認支援24，759物質 ・官報公示名称案作成264件 ・低懸念高分子の確認制度の新設など化審法改正に向けた検討的支援 ・有害性評価支援システムの試作版を開発	➢事前審査・事後監視支援を着実に実施するとともに資料提出等、窓口をNITEに一本化するなど化審法施行効率化に大きく寄与 ➢化審法改正への検討的支援 ➢生分解・蓄積性の新規化学物質QSAR予測結果を審査全般に提出する等の検討支援を実施、有害性評価手法開発等を開発。 ➢J-CHECK等で広く一般にデータ公開に貢献
	化審法立入検査等を的確に実施する	・中間物等の内容確認215件 ・立ち入り検査10件	・中間物等の内容確認228件 ・立ち入り検査23件	・中間物等の内容確認249件 ・立ち入り検査40件	・中間物等の内容確認305件 ・立ち入り検査34件	➢立入検査等を的確に実施
化管法関連業務	化管法が適正に施行できるよう化学物質の排出量等の集計等を行う	・電子化率35%を達成 ・届出事務処理のアウトソーシングを本格実施	・電子化率40%を達成	・電子化率43%を達成 ・PRTR制度等への質問を取りまとめ、化管法Q&Aとして出版し、法令運用を支援 ・新規追加候補物質の名称の確認、分類名案の作成 ・新旧対象物質の対照表の先駆けた公表	・電子化率45%を達成 ・PRTR届出書にQRコードの採用を提言し採用された。 ・政令改正に伴うシステムの改修に着手	➢膨大な届出の記録、集計作業を確実に実施 ➢アウトソーシング等の合理化を毎年着実に推進 ➢政令改正後の法律が適正に施行できるように事業者への説明、システム改修に着手
	事業者の自主管理の改善、国民の安全性の理解、国の化学物質管理等に必要な情報の収集、整理、解析を行う	・国の有害大気汚染物質対策へPRTRデータを基にした解析結果を提供 ・未届出の可能性のある事業者を抽出しDMを送付し届出を奨励、経済省取扱事務対応へ寄与	・過年度PRTR届出データや新規追加候補物質の解析結果を国へ提出し、法令改正の審議に貢献	・自治体職員向けPRTRデータ活用セミナー開催	・個別事業所のPRTR届出データを排出量マップから容易に検索、確認可能とした。	➢PRTR届出データ等を解析し、有害物質の監視、制度改善のための情報提供、事業者への届出の奨励等に活用 ➢セミナーを通じてPRTRデータを利用したリスク評価手法の提案・実証による化学物質管理の理解増進に寄与

8

nite バイオテクノロジー分野における第一期総括評価

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	目標の達成状況
	・バイオテクノロジーセンターに改組 ・ゲノム解析施設開所	・生物遺伝資源保存施設開所	・バイオテクノロジー本部に改組（3部門体制） ・生物遺伝資源開発施設開所	・特許微生物寄託センター発足	・二国間協力によるアジア株の移転等により、第一期計画を着実に実施	
BRC業務	●生物遺伝資源の収集・保存業務開始 微生物：累計2,199株 B	●IFOからの菌株移転、保存・提供開始 ①微生物：累計18,201株 ②クローン：累計10,174 B−	●産業利用促進事業開始 ①微生物：累計24,011株 ②クローン：累計15,748 AA−	●海外移転株の大量提供開始 ①微生物：累計28,051株 ②クローン：累計28,074 AA−	●生物遺伝資源約7.9万（累計）を保存 ①微生物：累計35,750株 ②クローン：累計42,826	➢目標値の約5万の生物遺伝資源の保存に対し約7.9万を保存（微生物約3.6万株・DNAクローン約4.3万） ➢国内企業からの要望が高い海外の新規微生物の大量提供を実施 ➡今後は微生物に重点を置いて収集を進めることが重要
海外生物遺伝資源アクセス業務	●MOU締結（インドネシア）	●インドネシアとPA1について協議	●PA1締結（インドネシア） ●MOU/PA締結（ベトナム） ●MOU/PA締結（ミャンマー） ●インドネシア株の移転開始	●MOU/PA1締結（タイ） ●ベトナム、ミャンマー株の移転開始 ●アジア・コンソーシアム設立	●PA2締結（インドネシア） 石油分解菌プロジェクトの開始 ●MOU、PA1の更新（インドネシア） ●MOU締結（中国） ●PA2締結（タイ） タイ株の移転開始	➢世界初の政府ベースでの微生物移転に成功。アジア5カ国とそれぞれMOUを締結。順次プロジェクトを開始 ➢アジア・コンソーシアムの設立に成功 ➡今後はアジア・コンソーシアムの発展と、二国間協力による海外遺伝資源へのアクセスを推進することが重要
特許微生物寄託業務			●特許微生物寄託業務準備室発足	●特許微生物寄託業務開始	●国内寄託累計：203件 ●国際寄託累計：38件	➢生物遺伝資源の収集・保存・提供機能と特許寄託機能を有する我が国初のBRCの誕生 ➡今後も積極的な広報活動を行いつつ、着実に業務を実施することが必要
ゲノム解析業務	●好酸性好熱菌ほか3菌の解析終了（累計17.7Mbp） A	●黄色ブドウ球菌MW2の解析終了（累計20.5Mbp） A＋	●ブドウ球菌（ヘモリティカス）の解析終了（累計23.2Mbp） A	●麹菌ほか2菌の解析終了（累計73.5Mbp） A＋	●ジェマティモナス菌ほか2菌の解析終了（累計86.1Mbp）	➢目標値85Mbpに対し86.1Mbpを達成 ➢DB等によりゲノムデータを順次提供 ➡NBRC株の高付加価値化、社会的・政策的なニーズに基づき、菌を選定し、ゲノム解析を実施することが必要
遺伝子解析ツール開発業務	●業務終了		●成果の活用			➢所期の目的を達成したため第1期をもって業務終了
カルタヘナ法関係業務			●カルタヘナ法制定 ●立入検査業務実施体制準備	●カルタヘナ法施行 ●立入検査業務及び技術調査開始 B		➢法施行に対応した立入検査体制を整備し、立入検査を実施 ➡大臣の指示に従って着実に業務を実施することが必要

1

nite バイオテクノロジー分野の第二期総括評価

	中期目標	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	目標の達成状況
		高品質な微生物提供体制の構築		課を超えた連携体制（横断チーム）の発足	バイオ安全業務室立ち上げにより安全への対応の強化	
生物遺伝資源の収集・保存・提供業務	・論文等で報告された産業利用可能な微生物約1万株の収集 ・新規機能を有する可能性が高い微生物約3万株の収集 等	●ISO9001取得 ●NBRC株；計1,239 ●大量提供用株；計6,697	●ゲノムDNAの分譲開始 ●NBRC株；累計5,174 ●大量提供用株；累計11,730	●Ames試験講習会開催 ●NBRC株；累計6,511 ●大量提供用株；累計16,143	●ISO9001更新・平成18年度版への対応 ●NBRC株；累計8,355 ●大量提供用株；累計26,590	➢NBRC株1万株収集目標に対し、8,355株の収集が完了 ➢大量提供株3万株収集目標に対し、26,590株の収集が完了
海外生物遺伝資源アクセス業務	・国内及びアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築 ・海外資源国との二国間協力体制の構築	●モンゴルMOU,PA締結 ●ベトナムMOU,PA更新	●モンゴル株の移転開始 ●BRCタスクフォースガイドライン策定	●ブルネイMOU締結 ●モンゴルMOU,PA更新	●ブルネイPA締結 ●ERIA資金によるBINP-EAGA支援を目指した検討を開始	➢新たにブルネイへのアクセスルートを確保 ➢これまでにアクセスルートを築いたアジア諸国とは友好状態を維持 ➢GBRCN構築に向け、ガイドラインを策定
ゲノム解析業務	世界的に未解析である分類群を代表する微生物のゲノム解析及び社会的・政策的に意義のある微生物のゲノム解析	●季節性インフルエンザゲノム解析開始；618株 ●7菌のゲノム解析着手 ●7菌のゲノム解析終了	●季節性インフルエンザゲノム解析；638株 ●11菌のゲノム解析着手 ●5菌のゲノム解析終了	●季節性インフルエンザゲノム解析；712株 ●5菌のゲノム解析着手 ●7菌のゲノム解析終了	●新型インフルエンザへの対応開始；季節性493株、新型183株 ●7菌のゲノム解析終了	➢社会的・政策的意義が高い微生物等のゲノム解析としてインフルエンザウイルスのゲノム解析を開始、着実に実施 ➢共同研究を通して、有用な微生物のゲノム解析を実施
特許微生物寄託業務	特許法施行規則及びブダペスト条約に基づく寄託機関として、BRCとの連携を図りつつ的確に実施	●動物細胞・受精卵の受託開始 ●受領累計件数 国内：307、国際：68	●受領累計件数 国内：481、国際：99	●寄託者負担軽減のため寄託サンプル数削減 ●受領累計件数 国内：650、国際：150	●受領累計件数 国内：825、国際：208	➢寄託本数を減少させることで、利用者の利便性を向上
カルタヘナ法関係業務	・カルタヘナ担保法に基づく立入検査等を的確に実施 ・ゲノム解析等に関する技術等を活用し、法の適正な執行に貢献	●立入検査1件実施 ●遺伝子組換えバキュロウイルスの製品残留を想定した収去・検査マニュアル策定	●遺伝子組換え微生物の土壌中への漏洩を想定した収去・検査マニュアル制定	●遺伝子組換え微生物の排水中への漏洩を想定した収去・検査マニュアル制定	●立入検査4件実施 ●カルタヘナ法審査支援開始（327件） ●GILSP改正告示案提供開始	➢立入検査を着実に実施 ➢ゲノム等NITE保有の技術を利用してマニュアルを策定

1

nite 適合性評価分野の第一期総括評価

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	目標の達成状況
	IAJapan設立準備	IAJapan設立	APLACチームによるMRA再評価に対応	MRA加盟継続獲得	認定機関の新国際規格に適合完了	One Stop Testingの実現に向け着実に貢献
JNLA	●経済省から業務移管、短期間で円滑な立ち上げを実施 ●18件の認定実施 B	●品質システムの共通化 ●認定審査員の育成・管理の一元化 ●18件の認定、53件の定期検査実施 B	●3件の認定、54件の定期検査実施 B	●JIS法改正による新JNLA制度を円滑に立ち上げ ●16件の登録(認定)、45件の定期検査実施 A+	●審査員増強・効率的活用で期中最大数の審査を実施 ●51件の登録、6件の定期検査実施 (登録移行により検査は減少)	➢NITEへの業務移管、JIS法改正を乗り越え、着実に業務を遂行 ➢JISマーク制度と連動し、制度普及を推進 ➧外部人材を活用し、広範な技術分野の登録・更新を迅速に実施
JCSS	●経済省から業務移管 ●法改正によりJCSSに階層性を導入 ●21件の認定実施	●46件の認定、51件の定期検査実施	●37件の認定、61件の定期検査を実施	●法改正に向け、経済省を強力にサポート ●41件の認定、67件の定期検査実施	●計画的な審査体制を確保、期中最大数の審査を実施 ●54件の登録(認定)、51件の定期検査実施 (登録移行により検査は減少)	➢戦略的広報による制度普及、申請者の利便性向上、審査の効率化を推進 ➢2回の法改正を乗り越え、業務を遂行 ➧国際的水準を維持した登録・更新業務を実施、制度利用拡大への貢献を図る
MLAP	●国際基準準拠のMLAP認定システム構築 B	●MLAP認定業務開始 ●88件の認定実施 A	●大臣依頼の緊急業務を確実に実施 ●25件の認定、31件のﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ調査実施 A+	●146事業者に対して技能試験を実施 ●8件の認定、77件のﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ調査実施 A	●初の更新審査を実施 ●事業者が行った是正措置の妥当性検証を実施 ●89件の認定更新、1件のﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ調査実施	➢着実に業務を遂行、技能技験等により制度の信頼性確保にも大きく貢献 ➢認定基準改正への迅速な対応、申請者の利便性向上、的確な審査を実施 ➧業務量変化に的確に対応し、制度の信頼性維持への貢献を図る
ASNITE	●プログラム立ち上げ ●試験・NMIで認定開始 ●9件の認定実施	●9件の認定実施	●ASNITE校正開始 ●12件の認定実施	●初の海外認定(NMI) ●ASNITE製品開始 ●15件の認定実施	●初のASNITE製品認定 ●ASNITE校正で海外認定、組立量範囲認定 ●13件の認定実施	➢NMI、産業界からの新たな認定ニーズに柔軟に対応 ➧国内認定機関間の連携を主導し、多種多様な認定ニーズへ対応
標準物質	●保管する基準物質数64 ●長期保存安定性確認25 ●RMinfoアクセス数1,380(月) B	●保管する基準物質数73 ●長期保存安定性確認34 ●RMinfoアクセス数1,660(月) B	●保存する基準物質数78 ●長期保存安定性確認38 ●RMinfoアクセス数1,631(月) B	●保存する基準物質数78 ●長期保存安定性確認40 ●RMinfoアクセス数1,829(月) B	●保存する基準物質数78 ●長期保存安定性確認39 ●RMinfoアクセス数1,436(月)	➢計量標準基盤の整備、情報提供業務について着実に業務を遂行
ITセキュリティ	●IT製品の政府調達に関する評価ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの構築・運営を開始 A	●2件の認定実施 B	●CCRA加盟を実現 ●2件の認定実施 A−	●IPAへ適切に業務移管完了 ●1件の認定実施 B	●IT認定は継続して実施	➢IT製品の信頼性確保に大きく貢献
立入検査等	●法令、大臣指示等に基づく検査関係業務を着実に実施	●MRA法に基づく調査及び立入検査開始 B	●製品安全4法の登録制度移行に対応 B	●新JIS法に基づく登録認証機関の調査等業務準備 B	●新JIS法に基づく登録認証機関の調査実施	➢年度計画に基づき着実に業務を遂行 ➧的確な行政支援の実施
APLAC/ILAC	●ILAC総会日本開催 ●APLAC文書WG議長	●認定事業者の新基準対応評価終了	●MRA評価リーダー ●APLAC理事再選	●APLAC技術委員長就任	●APLAC理事会等日本開催、APLAC理事再々選 ●ILAC認定委員会日本開催、校正等WG主査任命 ●APLACに技能試験を提供	➢重要ポストの獲得、積極的提言により我が国発言力向上 ➢MRA評価員派遣等の人的貢献により認定機関の信頼性向上に貢献 ➧我が国の中核的認定機関として国際相互承認を推進

3

nite 適合性認定分野の第二期総括評価

	中期目標	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	目標の達成状況
		日本認定機関協議会(JAC)の発足	APLACチームによる再評価を受けMRA継続	外部人材(技術審査員)の活用本格化	機能強化と新規認定分野対応(認定企画室の設置)	
認定機関運営業務	・認定機関の信頼性確保 ・認定制度の信頼性向上・普及拡大 ・国際相互承認の維持 ・標準物質情報の提供	●システム文書の制改訂[81件] ●審査員研修の実施→審査員52名増 ●標準物質情報(RMinfo)登録物質数4,683、登録機関35	●システム文書の制改訂[154件] ●審査員研修の実施(→審査員58名増)と内部審査員のフォローアップ研修実施 ●RMinfo登録物質数5,851、登録機関41	●システム文書制改訂[[64件] ●システム文書の管理方法変更[紙媒体→電子媒体] ●審査員研修の実施→審査員27名増 ●RMinfo登録物質数6,715、登録機関45	●システム文書制改訂[75件] ●審査員研修の実施→審査員14名増 ●ISO/IEC17025外部向けセミナー開催 ●審査員意見交換会実施 ●RMinfo登録物質数6,690、登録機関47	➢ISO/IEC17011に適合した認定機関運営を維持 ➢外部審査員の着実な増強により広範な分野に対応 ➢信頼性の高い標準物質情報を広く提供
認定業務JCSS	・審査内容の国際的水準を維持 ・国際相互承認の維持に係る定期検査実施 ・必要に応じて、立入検査、調査等による認定基準の遵守状況確認	●JCSS技術指針文書作成[制定4件・改正18件] ●不確かさガイド文書作成[制定3件] ●74件の登録実施	●JCSS技術指針文書作成[制定4件・改正55件] ●90件の登録実施 ●1件の立入実施	●JCSS技術指針文書作成[制定4件・改正26件] ●不確かさガイド文書作成[制定1件、改正3件] ●67件の登録実施	●更新・全項目検査ピーク年 ●事前検討会導入により評定効率化(審議件数の3割減)とコスト削減 ●113件の登録実施	➢最新校正技術に対応した技術指針を制改訂・公表 ➢国際水準を維持した認定により計測のトレーサビリティ整備に貢献
認定業務JNLA		●不確かさの要因について外部機関を活用して調査 ●JNLA制度の解説に講師を派遣[3件] ●78件の登録実施	●不確かさガイド文書作成[新規4件、改訂1件] ●29件の登録実施 ●外部試験ブロバイダ育成開始[3件]	●不確かさガイド文書作成[新規3件] ●35件の登録実施	●不確かさガイド文書作成[新規2件、改訂1件] ●トレーサビリティ対応事例作成開始 ●75件の登録実施	➢各種試験技術に対応した不確かさガイドを整備・公表 ➢JIS法改正後、最初の登録更新を着実に実施
認定業務MLAP		●MLAP認定申請等の手引き改訂 ●28件の認定実施 ●44件のフォローアップ調査実施	●品質マニュアル作成の手引き改訂 ●5件の認定実施 ●68件のフォローアップ調査実施	●更新ピーク年→83件の認定実施 ●9件のフォローアップ調査実施	●他の認定機関の事業受入 ●認定基準の国際基準整合化検討開始 ●23件の認定実施 ●26件のフォローアップ調査実施	➢審査・調査を確実に実施し事業者の遵守状況を確認 ➢他認定機関の事業廃止によりラストリゾートとしての責務も確実に果たした
認定業務ASNITE	民間では実施困難な多種多様な認定ニーズ等に対応する	●10件の認定実施 ●トレーサビリティ方針の統合 ●認定基準文書の改正	●16件の認定実施 ●ASNITEサブプログラムの統合	●29件の認定実施 ●認定スコープ「太陽電池セル」を設定[1件認定]	●34件の認定実施 ●リチウムイオン電池の韓国輸出規制に対応 ●臨床検査基準測定施設のトレーサビリティ確保対応	➢外国の輸入規制低減・重複試験排除に貢献 ➢行政的位置づけのある認定ニーズに柔軟に対応
法令に基づく認定関係業務	認証機関の登録調査及び立入検査の的確な実施	●38件のJASC調査実施 ●7件の安全4法調査実施	●30件のJASC調査実施 ●4件の安全4法調査実施	●12件のJASC調査実施 ●4件のJASC立入実施 ●NITE職員だけによるJASC調査を開始 ●3件の安全4法調査実施	●40件のJASC調査実施 ●JASC判定委員会のNITE実施を開始 ●16件の安全4法調査実施 ●安全4法調査手法の強化	➢JASC制度へのNITEの寄与を段階的に増大 ➢安全4法調査手法の強化 ➢法に基づく登録調査・立入検査を的確に実施

15

参考5

総務省独立行政法人政策評価委員会　平成２０年度業務実績評価（２次評価）

内部統制に関する取組が顕著な独立行政法人の事例

法人名	取　組　の　概　要
独立行政法人製品評価技術基盤機構（経済産業省所管）	独立行政法人製品評価技術基盤機構では、業務サービスの向上や信頼確保のため、法人の目標達成を阻害する要因をリスクと位置づけ、トップマネジメントの下、すべての職員がリスク低減に向けた継続的な取組を行っている。 具体的には、職務上の行動指針の策定をはじめ、役職員が日常の業務活動においてリスク等を意識する仕組みづくりを行っており、その事例として以下のような取組が挙げられる。 ①　機構は、リスクに対応していく決意をトップ自らが最前線の現場の職員に浸透させることが重要であると認識し、基本理念、職員行動指針及びリスク管理方針並びにこれらを踏まえた諸規程を定め、ホームページでの公表、機構内イントラへの掲示、メールや各種会議においてそれらを周知徹底している。 ②　毎週の運営会議、半期ごとの理事長ヒアリング、リスク管理委員会等を活用して、リスクを積極的に洗い出し、把握し、組織横断的に共有している。 ③　優先度の高いリスクであればあるほど、より優先的に課題を設定し、リスク低減に向けた取組を行っている。 ※　具体的には、運営費交付金の削減により急増する業務に対応できなくなるリスクに対しては、予算の効率化を課題として設定。その課題への対応の一つとして、予算の執行状況を中間及び四半期毎にチェックし目標管理するとともに、その結果を翌年度の予算編成、業務課題等に反映　等

参考6

NITE 職員が高度な技術力を有している事例

1．行政ニーズに的確に応える職員

分　野	事　　例
製品安全分野	・製品事故の原因究明を行うための技術者を育成するために、例えば電気の専門技術者に機械や化学の事故の分析経験を積ませたり、他の部門を経験させるなどして、事故原因究明に必要な複合的技術知見を取得させ、スキルアップを図り、複雑な事故でも原因を究明できる専門家を育成している。その結果、これらの職員が主軸となって、製品事故の原因究明において、製品の設計概念や製造工程まで踏み込んだ技術的判断が可能な実施体制となっている。 ・製品事故の原因究明において、製品の設計概念や製造工程を踏まえ、技術的判断を行うことが出来る職員を主軸に対応。
化学物質管理分野	・化学物質の特性や安全性試験に関する高度な知見を有する職員が化学物質の安全性を評価している。また、化学物質の特性や工場等における使用実態を把握している職員が PRTR データを処理し化学物質管理支援業務を実施。 ・安全性評価技術や PRTR データの活用を含む暴露評価技術を有する職員が化学物質のリスク評価手法を検討するなど、化学物質管理に必要な高度な技術や知見を有する職員が日常業務を実施。
バイオテクノロジー分野	・昨年春、緊急の案件として新型インフルエンザのゲノム解析の協力要請があったおり、NITE の高精度のゲノム解析能力は、行政機関から高く評価を受けている。 ・NITE 職員は、多種多様な微生物の塩基配列を精密に決定する技術、遺伝子機能を予測する技術を有している。
認定分野	・試験所や校正事業者の認定業務においては、各種の校正や試験の工程における実施の適切性を判断する能力を有し、幅広く技術分野に精通した職員が審査員となっている。 ・審査員は、事業者の活動の実態を的確に把握するため、審査チームを組む職員間のチームワークを取ることができるコミュニケーション能力及び得られた情報をもとに、即座に適否判断する能力を有している。
立入検査、審査業務	・NITE が半世紀にわたり実施してきた立入検査、審査業務は、該当製品の製造工程等技術分野に精通した職員が担当しており、立入検査等に関する技術的知見とノウハウを蓄積している。 ・立入検査等を担当する NITE 職員は、行政官と技術者の能力を兼ね備えた技術者であり、今後も社会的要請が複雑化、高度化する状況にも適応できる能力を有している。

2．我が国で唯一若しくは No.1 の優れた技術的能力を有している

分　野	事　　例
化学物質管理分野】	工業的に生産されている化学物質は数万あると言われているが、その特定のためには正確な名称を付与することが不可欠であり、国際的に IUPAC により命名法が規定されている。NITE の専門家の知見を生かして、化審法における IUPAC 命名法による名称の付与を支援しており、化審法の官報公示においても経済産業省だけでなく、同法を共管している厚生労働省及び環境省からも依頼を受けて名称付与支援業務を実施している。
バイオテクノロジー分野】	微生物を産業用、環境保全等に恒常的かつ安定的に有効利用するためには、生物遺伝資源として、正確な分類・同定そして的確な保存が要求される。NITE は、微生物の生物遺伝資源機関（NBRC）として、我が国で最高レベルの分離・同定技術を有し、顧客である産業界、研究機関から高い信頼を得ている。

3．我が国の国際戦略に貢献できる技術的能力を有していること

分　野	事　　例
製品安全分野	・NITE は、輸入製品に係る事故を未然に防ぐため、CPSC（米国消費者製品安全委員会）やICPSC（国際消費者製品安全執行担当者会議）などの海外の製品安全施策の執行機関とガイドラインを締結するなど連携を図り、技術交流、情報の入手に努めている。 ・NITE で開発した燃焼試験の評価技術は、我が国から国際標準原案として、提案し、国際的な安全技術の確立に大きく貢献。
化学物質管理分野	・NITE で実施している「構造活性相関手法による有害性評価手法開発」については、OECD が開発している有害性予測ツールであるアプリケーションツールボックスと連携しており、世界で唯一 NITE が有している28日間反復投与毒性データベースの情報を提供する予定で、これは国際的な有害性予測手法の確立に大きく貢献。
バイオテクノロジー分野】	・生物遺伝資源機関としての高い技術能力を背景に、生物多様性条約（CBD）に則ったNITE二国間協力モデルにより、アジア6ヶ国とMOUを締結している。 このことにより、海外微生物資源 11000 株(第二期中)を我が国に移転し産業界に提供するとともに、相手国への技術移転を併せて実現。 ・アジア12ヶ国の生物遺伝資源機関とコンソーシムを形成し、定期会合を重ね資源情報共有DBの構築、多国間協力方式の検討を進めている。

参考7－1

類似業務諸外国実施状況（製品安全業務）

分野名	国名	公的主体の名称	組織形態	事業の概要	規模		設立目的・経緯等	政府との関係
					コスト	人員体制		
生活安全分野	アメリカ	**CPSC** （U.S. Consumer Product Safety Commission） 米国消費者製品安全委員会	国	消費者製品安全法等の法執行、事故情報等で問題があると思われる事故の原因究明、製品群として問題があると思われるものについて市場からの買い上げによる安全性のテスト、大きなリスクを及ぼすと判断した製品については販売・流通等の禁止、企業からのリコールの受付、悪質な企業に対する改善措置のほか、消費者に対する安全な使用方法、危険製品についての情報提供、事業者あるいは消費者に対する公開セミナーなどを実施している。	約105百万ドル（約92.3億円） （2009年）	435名（2009年）	・設立経緯：1972年、消費者製品安全法(Consumer Product Safety Act)に基づき設立。 ・設立目的：消費者製品に起因する死亡、重傷などの不合理な危険から国民を保護すること。	大統領直属の独立機関
	ドイツ	**BAuA** （Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin） 連邦労働安全・労働医学機構	国	ドイツ国内における製品事故情報を収集するシステムの運営、欧州における製品（不安全製品及び欠陥なしとされた製品）の情報交換トステムの運営、ドイツ国内で改善措置がとられた製品の欧州委員会への報告などを実施。 また、政府が企業に改善措置を実施させるために必要なリスク情報の提供、リスク判断のための資料提供、マーケットサーベイランス（モニタリングテスト、立入検査等）のために収集した不安全製品情報の分析や製品情報の提供、ドイツ政府の安全施策に対する分析、助言、情報提供などを実施している。	240億円 （2006年）	556名（2006年）	・設立経緯：1996年、連邦労働社会省傘下の規制当局として設立。 ・設立目的：労働における健康・安全に関する調査、分析、情報提供等を行うこと。	ドイツ連邦政府の機関
	韓国	**KATS** （Ministry of Knowledge Economy Korean Agency for Technology & Standards） 韓国知識経済部技術標準院	国	電気用品、消費者製品、エレベーター、子ども用遊具施設に係る消費者安全確保に努めている。製品安全管理については、地方自治体、消費者団体の協力を得て消費者製品、電気製品に係る安全管理制度を運用し、危険な製品の市場監視や危害情報の収集システムを運営している。		286名（2009年）		韓国政府の機関
	中国	**CAIQ** （Chinese Academy of Inspection and Quarantine） 中国検験検疫科学研究院	国	CAIQは、AQSIQ（中国国家質量監督検験検疫総局）の下部機関で、AQSIQへの技術的サポート、AQSIQに委託された関連法の執行に対する技術支援業務を実施している。CAIQが所有する研究所の一つである工業品検験研究所は、化粧品、繊維、塗料、電気・機械製品、玩具等の分野における調査並びに技術的なサービスを提供する。 製品安全業務では、NITEと同様の事故原因究明システムの構築を目指し、施設整備等を進めているところである。		842名（2009年）		中国政府の機関

参考７－２

類似業務諸外国実施状況

分野名	国名	公的主体の名称	組織形態	事業の概要	規模	
					コスト	人員体制
化学物質管理分野	アメリカ	**EPA** (U.S. Environmental Protection Agency) ,OPPT(Office of Pollution Prevention and Toxics) 米国環境保護庁　汚染防止有害物質部	国	米国の有害物質規制法（TSCA：Toxic Substances Control Act）の法執行業務を行っており、その実施に必要な化学物質データベースシステム(IRIS)を整備している。また、化学物質国家プログラム（PCBs、鉛、石綿、ダイオキシン、水銀）、汚染防止法、ボランタリー汚染防止プログラム、高生産量既存化学物質（HPV）プログラム等を実施している。 なお、立入検査はOECA（告発遵守監視局）、PRTRはOEI（環境情報局）で、OPPTとは異なる部署で実施されている。	約7.2億円※ （2009年） ※有害物質の規制目的の予算	約300名（2009年） ※OPPT以外の関連部局を含む
	EU	**ECHA** **(European Chemicals Agency)** **欧州化学品庁**	国 （地域機関）	REACH「化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則」の法令執行、科学的技術的サポートを行っており、現在までにREACHの登録受付・集計・公表等、それら実施に必要な物質リスト、ガイダンス文書の公表、ITツール（REACH-IT）の開発などを実施しているが、2010年以降は登録物質の評価、認可、制限等に係る活動も本格化する。さらに、ステークホルダーとのワークショップ、トレーニングの実施、国際貢献としてOECDのQSARツールボックス、e-ChemPortal（既存化学物質情報のポータルサイト）への支援等も実施している。。	約93億円※ （2009年） ※予算額	約320名（2009年）

（注）上記資料は各機関のWEB SITE等を確認し、作成したもの。機関名称（和文）は正式名称を便宜、暫定的に和訳したもの。

参考７－３

○海外の遺伝子組換え生物の利用に関する規制体制（法の執行機関）

		審査		立入検査	
国名 （議定書締結状況）	法の所管省庁	機関名	審査機関の性格	機関名	審査機関の性格
イギリス （批准）	・環境食糧省（Defra） ・保険安全部（HSE） ・食品安全管理局（FSA）	・Defra ・HSE ・FSA	行政機関	・英国食料環境研究庁（FERA） ・Science and Advice for Scottish Agriculture (SASA)	独立行政法人
				・HSE ・FSA	行政機関
ドイツ （批准）	連邦消費者保護食品安全庁（BVL）	・当該連邦州の所管官庁	地方自治体	・都・市の食品管理局 ・当該州の州法で定める当局	地方自治体
		・BVL	行政機関		
オランダ （批准）	住宅国土計画環境相（VROM）	GMO Office	国立研究所	・VROM	政府機関
				・GMO Office	国立
オーストラリア （署名）	遺伝子工学規制室（OGTR）	OGTR	行政機関	OGTR	行政機関
（参考） 日本 （批准）	環境省 文部科学省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	環境省 文部科学省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	行政機関	環境省 文部科学省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	行政機関
				（独）製品評価技術基盤機構	独立行政法人（公務員型）
				（独）医薬品医薬機器総合機構 （独）農林水産消費安全技術センター （独）家畜改良センター （独）水産総合研究センター	独立行政法人（非公務員型）

参考７－４

類似業務諸外国実施状況（認定分野）

分野名	国名	公的主体の名称	組織形態	事業の概要	規模			設立目的・経緯等	政府との関係
					コスト	人員体制	認定事業者数		
適合性認定分野	アメリカ	**NVLAP** （National Voluntary Laboratory Accreditation Program） 国家自主試験所認定プログラム	国	政府規制プログラム13分野（ie 連邦通信委員会の電磁両立性及び通信規制に基づく認定業務）、産業要求プログラム5分野に係る試験所認定及び校正機関の認定業務を実施している。また、APLAC/ILAC MRAの国際相互承認取決めに参加している。	9億円（2008年）	20名（2007年）	527機関（2009年）	・設立経緯：1976年、商務省国家標準局（現在の国立標準技術研究所）内で開始された認定プログラムの実施機関として、連邦法（Code of Federal Regulation Part 285, Title 15）に基づき設立。 ・設立目的：貿易障壁の回避の為、校正・試験結果の受入れを促進すること等により、政府、民間部門のニーズに役立つこと。	国家標準局の組織
	カナダ	**SCC** （Standards Council of Canada） カナダ標準化委員会	国	標準化分野、適合性評価分野、それら貿易分野を3つの基本分野として活動しており、カナダ規格の開発・承認、試験所/校正機関/検査機関等の認定、貿易協定における国家標準システムの活用の奨励を行っている。	16億円（2007年）	約100名（2004年）	419機関（2009年）	・設立経緯：1970年、カナダ標準化委員会法（Standards Council of Canada Act）に基づき設立。 ・設立目的：カナダの競争力と福利を高めるために、国家・国際規格の活用と開発、認定サービスを促進させる。	カナダ連邦公社（Federal Crown Corporation）
	オランダ	**RvA** （Dutch council for accreditation） オランダ認定評議会	国の財政的支援を受けた公的機関	製品認証機関、試験所、校正機関及び検査機関に係る適合性認定業務を実施しており、欧州指令に基づく適合性評価機関の評価等の国の事務の代行も行っている。また、技能試験スキームに係る認定も実施している。	11億円（2006年）	61名（2006年）	577機関（2009年）	・設立経緯：1995年、オランダ経済省傘下の3法人が統合し設立。 ・設立目的：産業界、教育界、適合性評価機関及び政府に活用される度量衡の品質向上のため。	政府出資法人
	イギリス	**UKAS** **（United Kingdom Accreditation Service）** **英国認定サービス**	国の財政的支援を受けた公的機関	試験所、認証機関及び検査機関に係る適合性認定業務を実施している。また、英国政府を代行し、欧州指令と英国規制に係る適合性評価機関の評価と推薦を行っている。さらに新たな認定分野の開発、専門家に対する研修とアドバイスも実施している。	22億円以上（ー）	130名以上（ー）	3,514機関（2009年）	・設立経緯：1995年、校正・試験関係の認定事業を行う英国計量認定サービス機構（NAMAS）と品質保証事業を行う英国認証機関認定会議（NACCB）とが合併し設立。 ・設立目的：英国唯一の認定機関として、任意分野、強制分野ともに認証機関に認定を与える機能を果たす。	英国政府とMoUが締結されており、UKASが英国唯一の認定機関とされている。
	ドイツ	**DAR** **（Deutscher Akkreditierungs Rat）** **ドイツ認定評議会**	国の財政的支援を受けた公的機関	国内の認定機関を調整するアンブレラ機関。 認定機関間の調整と外交を担当。 傘下にDACH、DAP、TGA、DKD、DATechがあるが、2010年1月にDGAIに統合予定。	連邦経済省が負担	事務局は連邦経済省材料研究試験局が担当	【DAR傘下のDKD（Deutscher Kalibrierdienst,ドイツ校正サービス）の場合】 426機関（2009年）	・各省参加による省際会議の合意による告示（decree）が発出され、連邦政府によりDARのスコープを承認。 ・DAR会長は、経済省により任命。	政府出資法人
	韓国	**KOLAS** **（Korea Laboratory Accreditation）** **ドイツ認定評議会**	国	試験所・校正機関の認定を実施。		約30名（ー）	585機関（2009年）	政府機関（韓国技術標準院：KATS）内に1992年設立。	計量及び測定に関する法律を基に設置された政府機関（韓国技術標準院）の組織
	日本	**IAJapan** **（International Accreditation Japan）** **独立行政法人製品評価技術基盤機構** **認定センター**	国の財政的支援を受けた公的機関	ISO/IEC17025等の国際規格に基づき、試験所・校正機関など適合性評価機関の認定を行っている。 試験所・校正機関等に対する4つの認定プログラムを運営している。 また、化学分析などの計量トレーサビリティ確保のための標準物質情報（Rminfo）も提供。	11億円（2008年）	56名（2009年）	513機関（2009年）	・我が国唯一の政府出資による認定機関。	政府出資法人

（注）上記資料は各機関のWEB SITE等を確認し、作成したもの。機関名称（和文）は正式名称を便宜、暫定的に和訳したもの。

参考8

NITEのミッション・ドメインと業務の変遷